

令和 2 年第 4 回定例会

むかわ町議会会議録

令和 2 年 12 月 9 日 開会

令和 2 年 12 月 10 日 閉会

むかわ町議会

令和2年第4回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月9日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の概要説明	7
一般質問	10
大 松 紀美子 議員	10
野 田 省 一 議員	22
東 千 吉 議員	32
舞 良 喜 久 議員	40
北 村 修 議員	44
散 会	64

第 2 号 (12月10日)

議事日程	65
本日の会議に付した事件	66
出席議員	66

欠席議員	6 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 6
事務局職員出席者	6 7
開 議	6 9
議事日程の報告	6 9
議案第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
議案第 8 9 号及び議案第 9 0 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
認定第 1 号から認定第 7 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 1
意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
意見書案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
意見書案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
所管事務調査報告の件	1 2 0
閉会中の特定事件等調査の件	1 2 1
閉議及び閉会	1 2 1
署名議員	1 2 3

むかわ町告示第57号

令和2年第4回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月27日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年12月9日（水）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1 番	東	千 吉	議員	2 番	舞 良 喜 久	議員
3 番	山 崎	満 敬	議員	4 番	佐 藤	守 議員
5 番	大 松	紀美子	議員	6 番	三 上	純 一 議員
7 番	野 田	省 一	議員	8 番	三 倉	英 規 議員
9 番	星	正 臣	議員	1 0 番	津 川	篤 議員
1 1 番	北 村	修	議員	1 2 番	中 島	勲 議員
1 3 番	小 坂	利 政	議員			

不応招議員（なし）

令和2年第4回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和2年12月9日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1 番	東 千 吉 議 員	2 番	舞 良 喜 久 議 員
3 番	山 崎 満 敬 議 員	4 番	佐 藤 守 議 員
5 番	大 松 紀美子 議 員	6 番	三 上 純 一 議 員
7 番	野 田 省 一 議 員	8 番	三 倉 英 規 議 員
9 番	星 正 臣 議 員	11 番	北 村 修 議 員
12 番	中 島 勲 議 員	13 番	小 坂 利 政 議 員

欠席議員（1名）

10 番 津 川 篤 議 員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹

総務企画課参	戸嶋英樹	総務企画課幹主	梅津晶
総務企画課主	柴田巨樹	総務企画課幹主	菊池功
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課幹主	菊池恵美
健康福祉課長	藤江伸	健康福祉課幹主	今井喜代子
健康福祉課主	熊谷伸一	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課参	太田剛雄	産業振興課幹主	高木龍一郎
産業振興課主	藤田浩樹	建設水道課長	山本徹
建設水道課主	江後秀也	建設水道課幹主	佐藤琢
会計室主幹	松本和香	地域振興課長	石川英毅
地域振興課主	長谷山一樹	地域振興課幹主	菅原光博
恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主	藤野真稔
地域経済課主	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	八木敏彦
教育振興室長	田口博	生涯学習課主	松本洋
生涯学習課主	佐々木義弘	選挙管理委員会事務局長	成田忠則
農業委員会事務局長	東和博	農業委員会農支局長	藤野真稔
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長	今井巧	主査	長谷山美香
------	-----	----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、星 正臣議員、11番、北村 修議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

さきに、議会運営委員長から、12月3日開催の第9回議会運営委員会での本定例会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、12月3日に開催しました第9回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は第4回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は11件で、その内訳は議案11件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は議案第89号及び議案第90号の2件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は12件であり、その内訳は、認定7件、意

見書案3件、その他2件であります。

認定7件については、令和元年度むかわ町各会計決算について、本年9月10日開会の第3回定例会において特別委員会を設置し、その審査を付託されたものであり、その結果を報告するものであります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については3件であり、11月27日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号8番から受理番号10番は、所管の委員会構成委員で意見書案第9号から意見書案第11号として提出されております。

また、陳情文書表の1件については、9月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。11月27日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号14番は全議員へ印刷、配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から、調査終了または継続調査に伴う報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員外4名から11項目の通告があり、その取扱いとは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び介護保険事業第8期計画関連で提出されております質問に類似する内容が想定されますことから、質問される方は、質問事項が重複しないよう配慮願います。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から10日までの2日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内ではマスク着用とするほか、一般傍聴の制限、議席配置の一定間隔の確保、一般質問及び議案等における自席での発言など各種対策を講じることとします。

なお、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うこととし、時間短縮に御協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、議会で中継ではありますが、情報公開を推進するため、本会議につきましては、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和2年第9回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで委員長報告は報告済みとします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から10日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日までの2日間に決定しました。

議会運営委員長からの報告のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、一般質問及び議案提案等における自席発言など各種対策を講じることとします。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最小限において自由とさせていただきますので、御理解願います。

また、会議時間の短縮のため、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うように切にお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第110号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

令和2年第4回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には何かとお忙しい中を御出席いただき、ありがとうございます。

提出事件の概要の説明の前に行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症におけます9月10日開催の第3回定例会以降の町の対応状況等について御報告を申し上げます。

国内における新型コロナウイルス感染者は、12月8日現在16万7,239人となり、9月定例会で報告しました感染者数の2倍を超える状況となり、第3波と言われる感染が、東京都をはじめ、神奈川県、愛知県、大阪府を中心に全国に拡大しております。

北海道におきましても、10月以降、札幌市を中心に全道的に感染が拡大、感染拡大を徹底的に抑え込むために、当初、11月27日までを集中対策期間として設定、この際、飲酒を伴う場面でのリスク回避の行動の徹底、すすきの地区における飲食店の営業時間の短縮、感染リスクを回避する行動の実践、リスクを回避できない場合は、札幌市とそれ以外の地域の不要不急の往来を控えるよう呼びかけをしました。

しかし、改善が見られず、北海道におきましては、集中対策期間を2週間延長し、11月28日から12月11日までは、これまで実施してきた対策に加えて、新たに札幌市内の接待を伴う飲食店に休業を要請、すすきの地区で要請している飲食店の営業時間短縮などは区域を拡大したところであります。

なお、北海道独自の5段階の感染対策の基準、警戒ステージは、全道では3、札幌市内は4相当を維持し、道民に対し警戒を緩めないよう呼びかけを行ってきております。

本町におきましても、11月10日に第11回コロナウイルス感染症対策本部会議を開催、警戒ステージ3の内容確認とともに、町民向け注意喚起の広報についてを決定、主催行事や会議の出席、職員の出張の在り方など検討をしてくれているところでもございます。

また、11月18日には、第12回の対策本部会議を開催、全道的な感染拡大における町内の対応や町民向け広報の内容等を協議し、引き続き対応について確認をしたところであります。

なお、本町におけます新型コロナウイルス感染症における対応につきましては、既に御案内のインフルエンザ等対策行動計画、これに基づき、各ステージに合わせた試行版のタイムラインの策定に着手をしているところでございます。連動した対策を構築してまいりたいと考えております。

12月8日現在、道内におきまして1万338人の感染が確認されております。胆振振興局管内におきましては、これまで222人の感染が確認され拡大している状況であり、近隣自治体

におきましても感染者の発生が見られるなど、本町にとりましても、警戒感、緊張感を一層切らさない対応が求められております。

このことから、身近なところで感染者がいつ発生してもおかしくない状況となっており、新北海道スタイル、マスクの着用、手洗い、健康管理、定期的な換気、消毒・洗浄、咳エチケット、接触機会の低減など、徹底する行動の変容が必要とされております。

コロナウイルス感染症対策が長期化することで、感染された方々、そしてその御家族、そして私たちの生活を支えてくださる医療、介護の従事者の皆さん、その関係者の皆さんが、いわれのない偏見や差別、心ない誹謗中傷やいじめなどにより心を痛め、傷つけられ、悲しんでおられるといった問題が表面化しております。差別やいじめなど心ない行為は決してあってはならず、許されるものではありません。町民の皆様には、正しい情報の下、理解を深め、冷静に思いやりのある行動をしていただきますようお願い申し上げます。

町の対応につきましては、引き続き国や北海道の動きと連動し、適時適切な情報提供と感染症拡大防止対策の取組とともに、可能な限り切れ目のない緊急支援対策にも取り組んでまいりますので、重ねて御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上を申し上げまして、第4回定例会に当たりましての行政報告といたします。

さて、本定例会で御審議いただきます事件につきましては議案11件でございます。

議案第81号 むかわ町道の路線の廃止に関する件につきましては、普通財産売却処分により町道用途が滅失したため、路線の廃止につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第82号 業務委託契約の締結に関する件につきましては、地域情報告知端末等整備業務に関わる委託契約につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第83号 むかわ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、むかわ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

議案第84号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第85号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第86号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして

は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第87号 むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、イモッペ生活館の整備に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第88号 むかわ町鵠川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、鵠川高等学校生徒寮の完成に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第89号及び議案第90号、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）、令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

議案第91号 財産の取得の変更に係る件につきましては、取得する鵠川高等学校生徒寮の床面積に変更が生じたため、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告及び提出事件の主要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の主要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） まず、5番、大松紀美子議員。

○5番（大松紀美子君） 定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

旭川市の医療機関でのクラスターや、昨日は苫小牧のウトナイ保育園でのクラスターが発生、また、苫小牧澄川病院での感染者の発生など、新型コロナウイルスの感染が身近に迫っていると感じています。住民の安心と安全のために、より一層の感染防止対策、経済対策が必要と考えています。

その上で幾つかお伺いいたします。

1つ目は、感染対策についてです。

医療や介護・福祉施設、保育園や学校など、出入り業者を含む関係者の社会的検査、P C

R検査を定期的に行う必要があると考えます。11月に開催された道議会定例会一般質問で、日本共産党の宮川議員の質問に、道は、高齢者や障害者施設で、感染者がいなくても国の交付金でPCR検査が可能との答弁を行っています。町としての見解を伺います。

2つ目に、インフルエンザ予防ワクチンが既に町の医療機関にはない状況になっています。今後の希望者への対応をどのように行う考えかお伺いいたします。

3つ目に、北海道が「集中対策期間」として出した特措法第24条第9項に基づく協力要請を町民や事業者に対し具体的にどのように周知を図ってきたのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） それでは、質問の要旨に沿いながら答弁をさせていただきたいと思えます。

集団におけます感染の発生、最も避けなければならない事態と捉えているところでございます。

感染予防に必要なのは、正しい理解、そして感染予防の行動変容、こういったところが大切にされていると考えております。御指摘のように、集団感染というのを拡大させない、このためにはPCR検査、これにつきましては有効であります。現在、行政検査として行っているPCR検査は、議員御存じのとおり、医師、そして町においては保健所の判断で行うことが、これは前提となっております。

2点目でございますけれども、今期のインフルエンザワクチンでございます。町内の医療機関において、10月12日から接種を開始しております。穂別診療所におきましては11月4日まで、鵠川厚生病院では11月12日までの接種でワクチンの在庫がなくなった状況でございます。また、製造元におきましてもワクチンの在庫がない状況ともされております。

現在のところ、追加注文というのができず、町内医療機関での接種はできない状況となっております。そのため、接種希望のある町民の皆さんには、近隣市町の医療機関に問合せをして受診していただくよう説明をしているところでもございます。

近隣の市町の医療機関におきましても、ワクチンの在庫、これが少なくなっているため、接種できない方については、先ほど冒頭で申し上げましたが、まずは感染予防の方法についてできるだけ丁寧な説明をしていく所存でございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、新型インフルエンザ特措法等第24条第9項、これにつきましては、議員も御存じのとおり、都道府県対策の本部長、ここが、その区域内における対策の実施に関し、必要な協

力を団体等や個人に要請することができると規定されております。

本町におきましては、北海道が定めた「集中対策期間」におけます感染拡大を防止するため、行政報告でも触れましたが、感染リスクを回避する行動について、町民向け周知として、防災無線、情報の端末、町ホームページ等で行ってきているところでもございます。

感染状況に応じ、今後も引き続き適時適切に周知してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 1つ目のPCR検査、社会的検査を行わないのかという質問だったんですが、行政検査は保健所の判断、医師の判断で保健所が行うというふうなことなんですが、先ほどこっちと冒頭に申し上げましたけれども、これ、11月24日に道議会の一般質問で我が党の議員が質問しました。その内容を全部取ったんですけれども、地域保健課の参事の方の答弁なんですけれども、高齢者施設等において、行政検査によらず、自らが検査の必要性があると判断し実費で検査をする場合、その経費については、国の交付金を活用した高齢者施設等を対象とした感染症対策支援事業の補助事業の対象となることから、関係施設等に対し本補助制度の周知をしているところだと、こう言っているんです。

この周知がどのようにされたかという、なかなか、例えばこれは鶴川慶寿会と懇談したときに頂いた資料ですけれども、確かに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業というのがあるんです。それで、感染症対策を実施した場合、例えば面会ブースをスクリーンで囲ったとか非接触型の体温計を買ったとか、そういうものとして使っています。この事業の中でこのPCR検査をやることができるということなんです。

ところが、この周知の用紙にはQ&Aというのがその下についているんですけれども、その中で初めて、今言った行政検査によらない検査でも、全額、国持ちでやれるんですよということが書いてあるんです。

それ、もうあまりにも多くて取り寄せられなかったんですけれども、そういうことから、各施設が必要だと判断すればできるということなんですから、ここのところをよく調べて、多分、宮川道議の質問の中では、知らない施設がいっぱいあると、そういうことができるというのを知らない施設だらけだと。だから、もうちょっとちゃんと周知してくださいねと言っているんです。周知しますと答弁しているんですけれども、じゃ、このことをよく分かっていて、こういう高齢者施設等でこの補助事業を使ってPCR検査をしたところはどのぐらいあるんですかと聞きましたら、国保連合会に委託している事業なので、年度末にならない

と、一々どういうことに使ったかというのは分からないと言われてしまいました。

でも、これができるということは確かに答弁しているんですから、これを使って高齢者施設もできる、障害者施設もできるんです。だから、ぜひこれをやってほしいというふうに思っているんですけれども、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、大松議員のほうから提示いただいた情報について、現在の町の状況についても確認させていただいたところでもございます。

おっしゃるとおり、高齢者施設等で自らが検査の必要性があると判断し検査をする場合、国の交付金というんですか、これをよく調べますと、緊急包括支援交付金、これの介護分ということでそれぞれの地元の関係施設にも配分されているかと思えますけれども、よくよく、現段階ですよ、調べてみますと、今の配分額の中におきましては、それぞれの該当する施設については交付金額の使途は既に決定済みだと、今現在はこういうようになっています。

しかし、我々も、行政側も含めて、例えば保健所だとかあるいは関係機関といったところも含めながら、この補助制度というんでしょうか、地元の関係機関にどのように周知され、そしてどのように理解されているのか、町としても、しっかりと確認を図りながら、今後のコロナ感染予防対策につなげていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） この包括支援交付金というのは、例えば通常介護だったら89万2,000円までしか使えないとか、もう4月ですからね、決まっているんです。こんな金額で、こんなふうに感染が拡大してきたら間に合うわけないんですから、こういうものを町としても補助していくだとか、そういうことも含めて、ともかく持ち込まれてしまったら、どなたかテレビで言っていましたけれども、医者の方が、1週間でクラスターになる。1人の感染者が出たら、1週間たったらもう本当にクラスターになっている。

昨日のウトナイ保育園もそうですよね。1人の方から、あっという間に15人、そんなことになってしまう前に、今のところ、入所者はきっと発生していないんですよね。入所をしている方はそこにいるから大丈夫ですよね、出ないんですから。だけど、働いている人から持ち込むんですよね、もちろん出入りしている業者さんも含めて。だから、そのところを防がないと、むかわだって、いつなるか分からないということだと思っんです。それぐらい危機感持たないと駄目な状況になっているということなんです。

だから、今回、あした審議しますけれども、補正予算で、町の行事できなかった、ありま

すよね。計算しましたら1,700万円ぐらいマイナス、各種事業でお金が浮いています。ほかにも使っていますけれども。ですから、そういうお金も使いながら、やっぱりこのところを防がなかったら命守れないというふうに、私、すごく感じているんです。ですから、これは、まだむかわ町に感染者はいないと皆さん思っていますから、私も思っていますけれども、でもそうじゃなくても本当に、旭川の状況を見ても、苫小牧だって増えていますし、すぐそばですから、ここでやっぱり、町長がそういう検査をしていくというふうに決断していただきたいというふうにお願いしているんです。

そして、札幌で民間のPCRセンター、検査センターできましたよね。1回2,000円と出ていました。自治体やそれから各企業からのそういうものも受け付けていきたい。個人はまだちょっと先らしいですけれども、そういう検査センターもできましたので、感染者が出る前に、そういう手をぜひ町長の決断として打っていただきたいというふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 同じことを答弁させていただきますが、日本医師会の関係者の方もこれまでも申しておりますが、まず、感染防止策が結果として住民の皆さんの命と暮らしを守ることに直結するんだといったところは、大前提として捉えていかなければならない。一方で、先ほどから申し上げますように、集団感染というんでしょうか、これを防ぐというのは感染拡大を防止する上でも大切であり、これにどう向き合っていくのかというのが問われているかと思います。

一方で、これも議員押さえているかと思うんですけれども、現行制度での費用負担の関係で、先ほどの高齢者の取扱いとは違うんですけれども、検査費用の関係、こういったところも、現行制度ですよ、国が2分の1、そして地方が2分の1と、こういった負担検査する医療体制の問題等も現実にあるんですよ。ここはもう御存じのとおりで、今の、歯がゆいですが、地方自治体独自の判断、これにも限界があります。しかし、可能な限りの対応というのはこれからも追いかけていきますし、社会的検査、こういったことを一般的に言うのであれば、この負担も併せて、ここはしっかり国が社会的検査を主体として進めることも含めて、全国町村会でも要望提案をしておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） そうなんです。国は2分の1しか持たないですから、あとは道2分の1、町2分の1、分かって言っているんですよ。だけど、今、むかわ町内に感染を持ち込

まないという保証がありますか。ないですよ、目に見えないんですから。1人発生して、それがましてやこういう高齢者施設、障害者施設で発生したとなったら、皆さん注意していますよ、マスクもしている、手が荒れてしまうぐらい手洗いもしていますし、でも、そういうことだけではもう抑え切れないところまで感染が広がっているという事実をやっぱりきっちり受け止めていただきたいというふうに思っているんです。

もちろんお金のことはあります。地方創生臨時交付金、1次も2次ももう使っちゃっていますから、残っていないのは知っています。第3次だって、なかなか医療とか、そういう直接、経営支援するようなことにはなっていないようなので、むかわもお金がたくさんあるわけじゃないのは分かっていますけれども、でも、今このいないときに、防ぐためにやっぱり町としての手を打っていただきたいというふうなことでお伝えしているんです。

それから、総務厚生常任委員会の中で、2つある医療機関の中で検査キットを導入する予定も考えているというようなこともありました。それから、町内の医療機関の体制として発熱した人たちを院内に入れないで診るために、厚生病院にプレハブを2棟建ててやるとかということが答弁としてありましたけれども、その辺も今はどうなっているのかについても伺いたいと思います。

それから、ごめんなさい、一遍に言っちゃいますけれども、9月にむかわの高齢者施設で働いている職員の方が濃厚接触者になって、検査結果は陰性でしたけれども、自宅待機をしていたと、高齢者の面会を一時中断という出来事ありましたよね、広報紙に書いてありましたから。だから、そういう事実も実際にもう起きている、むかわの中で。この辺も含めて、町の危機管理ですよ、そのことが問われている事態になっているというふうに私は思っているんですが、改めて答弁お願いいたします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 私のほうから、PCR検査の関係のお話ですけれども、確かに議員おっしゃるように、PCR検査で防ぐということは有用だというふうに思っています。

ただ、この対象者といいますか、今言われていた福祉から教育まで含めてですけれども、職員数で大体700人ぐらいおります。生徒、また入所者等も含めると1,600人近くになるのかなと思います。この方々を一斉に、かつ定期的にやっていく体制といいますか、それを本当に構築できるのか、どの程度の頻度でやるのか。

一般的には、さっき言われていた札幌のほうで検査センターができたと言っていますが、こちらのほうで言われているのは、1週間に1回以上ぐらいの頻度というようなこと

も言われていますし、頻度が短ければ短いにこしたことはないわけでありますから、そうなる
と延べ人数で相当数になっていくことと、そのサイクルをどうしていくのか、受け入れる
態勢をどうするのか、非常に大きな課題があろうかと思います。

そういったものをちょっと踏まえながら考えていく必要があるんだろうなというふうに思
ってございます。否定をするということではなくて、そういったことを総体的に考えて、今
後、検討していかなければならないというふうに思っています。

病院関係の受入れについては、ちょっと今、担当のほうからお話しします。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） まず、厚生病院の関係について私のほうからお答えした
いと思います。

まず、厚生病院のほうでの発熱外来の関係だったんですけれども、プレハブのほうを建て
ていくということで考えているんですが、2週間ほど前にレンタル業者のほうに発注してい
るところなんですけれども、なかなか今、需要が多くて物が入ってきていないという現状が
ありまして、今段階ではまだ届いていないというのが現状になっております。

ただ、それ以外の必要な備品とか物品につきましては順次入ってきている状況がありまし
て、救急外来のところの一部を使いながら、現在は発熱外来という形で実施しているという
ことで対応を行っているところです。

続いて、コロナの検査キットの関係なんですけれども、厚生病院のほうとしては、抗原検
査のキットの実施をしていくということの検討を今しているということです。ただ、キット
の物自体はまだ手元には来ていないという状況です。

○議長（小坂利政君） 西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） 私のほうからは、診療所におけます検査キ
ットの導入状況につきまして御説明させていただきたいと思います。

10月8日で総務厚生常任委員会開催いたしまして、その中で、今、そういった状況を進め
ているというふうに御答弁させていただいたかなと思います。

現在、まず迅速抗原検査のキット等につきましては、今、10セット導入をしたというところ
でございます。また、PCR検査におけますキットにつきましては、現在、1セット用意
をしているというような状況でございます。

あと、補足でございます。迅速抗原検査の関係でございますが、10セット導入したうち1
セット、実は検査のほうで使用してございます。なので、現在でいきますと9セット残って

いるというような状況でございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 副町長のほうから、やらないということではなくて、やるにしてもこのような人数になって、確かに今日、陰性でも、あした検査したら陽性になっているというようなものですから、よく分かるんですけども、ぜひ実施していけるように考えていただきたいと、このPCR検査については思います。

それから、厚生病院と穂別診療所なんですけれども、プレハブ、10月のときから言っているのに何でそうなるのという。私にしたら、今、12月ですからね、もう2か月もたっているのに注文できたのは2週間前、多分、厚生病院のほうは上層部の問題もあるのかなと勝手に思っていますけれども、なかなか、こんなになっているのに大変な状況が続くというのは、本当にもうどうしたらいいんだろうという感じもするんですけども、ただ、やっぱりプレハブについても、設置していかなければ、これからまだまだ続くと思うので、待っていなければならないというふうに思っています。

それで、もうすぐ年末年始になるんですけども、広報紙見ても、特に熱がある方は事前に電話を下さいということが書いてあるだけで、新型コロナの対策というか対応について書かれていませんよね。そのことも含めて、やっぱりもっと、あそこの欄で注意喚起を含めて記載していくということが必要だということを感じるのと、それから、年末年始のお休みがありますよね、病院。その辺の医療体制、広報に載っていましたか。年末の診療はどうかと、何か私、よく見ていなかった気がするんですけども、その辺はどうなっていましたか。いつも12月の広報に載っていましたよね。その辺も含めてちょっと、載せているということなんです、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） プレハブ2棟の関係でございます。町のほうも、厚生に情報をいただきながら、その情報を受け止めるしかないのかなというところであります。厚生連の関係もございますので、そのところの事情を酌み取っていただきたいかと思います。

あと、年末年始の関係でございます。毎年、正月を迎える前の広報に、鶴川厚生、また穂別診療所の年末年始の開設日ですね、休診日を町の施設と同じように載せております。また、毎月出しております診療の、ちょっと名称が出ないんですけども、今月の当番とか云々のところの下コメントにも書いて、町民の皆様がいつ休みかというふうに分かるようにはし

てございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 5 番、大松議員。

○5 番（大松紀美子君） インフルエンザワクチンのことなんですけれども、これ、希望者、苦小牧辺りはもう何軒かかけて、かけて、かけて、やっと耳鼻科にあったとか、そういうふうな状態らしいんですけれども、これ、自分で探さなきゃならないということなんでしょうか。

それで、接種者、ちょっとこの前、記事にも書かせてもらいましたけれども、お聞きして計算しましたら、年代は任意接種かどうかは交ざっちゃっているんですけれども、町民全体で計算したら47%なんです。目標は、定期接種の方は60%と言っていたんですね。そのほかの方は70%。これ立てたときに、当然ワクチンは間に合うということで予算も組んだと思うんですけれども、この辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 現在のインフルエンザワクチンの接種状況についてお話しさせていただきたいと思います。

現在、鶴川厚生病院と穂別診療所の2か所の医療機関でインフルエンザワクチンを受けた方は、3,665件の接種状況となっております。それで、65歳以上の方につきましては、まだ11月末段階の経理の段階ですので、まだこれから増えるところではあるんですけれども、1,624人という形で受けておりまして、1から15歳につきましても495件、受けております。合わせますと大体51%ぐらいの今のところの接種率になっておりまして、これにさらに11月分の穂別診療所と厚生病院の受診分が追加されていきますのと、あと、町外の医療機関のほうで接種されている方が今年度はかなり多くいらっしゃいますので、そちらのほうで足されていきますと、目標のパーセンテージは超えていくことになるかなというふうに思っているところでございます。

今回、町内でのインフルエンザワクチンのほうが間に合うというところでの予測というのは、そこはお話はしていなかったかと思うんですけれども、多少多めに町内でも入荷はしていたところでございます。

○議長（小坂利政君） 5 番、大松議員。

○5 番（大松紀美子君） それで、そのインフルエンザワクチンの、私がお聞きしたときに、穂別診療所で打たれている方で、13歳未満のお子さんは2回接種することになるんだけれど

も、その2回分がないというふうなお話だったんですが、その後、そのことは何とかなったんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） ただいまの御質問でございます。

6か月から13歳未満の方につきまして、113名の方が穂別診療所のほうで予防接種1回目をされたということなんですが、2回目の接種までできなかったよという方が58名いらっしゃったということでございます。診療所においては、やはり追加のワクチンが確保できないというところもございまして、結果的には、この58名の方については2回目の接種ができないというような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） でも、ないんですから仕方がないというか、道もあちこち業者に言っているらしいんですけれども、再生産はしないということをそのワクチン会社も言っているそうなので、もうどうにもならない状況だなというふうに思っていますので、打てない方はもう打たないと同じですよ。そういう効果が期待できるかどうか分からないということになりますよね。これは、もう何度言ってもしょうがないことなので、分かりました。

次なんです、3番目の、町の無線や端末で町長自らお話しされていましたよね。昨日、中にいたら聞こえないので、寒い中、外へ出て聞いたんですけれども、それはそれで大事なことなんです、私が心配するのは、多分、商店の方とかも、私なんかすごく神経質なのでさらに徹底しなきゃと思っちゃうほうなんですけれども、コロナに慣れてきているのかなというの感じます、お店とか行っていて。もう仕方がないのかなみたいなのが感じられるところもあるんです。

それで、例えば来店おもてなしスタイル普及事業支援金というのをを出していますよね。これ、150店舗、予算見ているんですが、経済文教常任委員会の中で頂いた資料を私もちょっと頂いて見ているんですけれども、62件にとどまっているんですよ。これ、事業始まるときに私も、相談に行けばいろんなことで使えますからということで宣伝をさせてもらったんですけれども、62件にとどまっていると。これの対象となっている商店や事業の方々は、できるはずなのにやらないのか、もういいと思ってやらないのか。この辺は、やっぱり町にはたくさん今、ダンプカーも走っていますし、事業をいっぱいやっていますよね。管外の事業の方もいるし、仮設住宅の方々も入ってきていて、町外の方が行き来している中で本当に感染症対策をやっていくという上では、やっぱりこの事業を理解していただいて広げていくと

ということがすごく大事だというふうに思っているんです。今回、12月11日まで延びていますし、その辺でどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 議員御指摘のとおり、現在、コロナがこういった流行期にあります。そしてそれが長期化というところの中で、そのコロナとの 町民の方はおもにより、事業関係者の方たちのそういった衛生対策をしっかりとやって事業を継続していこうというところは、非常に重要なところかと認識してございます。

さきに行われた経済文教常任委員会の中でも同様の指摘をいただいております。私どもといたしましては、まず、補助申請のいただいていない該当と思われる事業者、今、戸別訪問を実施しているところでございます。その中で、申請はしていないんだけど、衛生対策はちゃんとやっていらっしゃる事業者さんもおられましたので、そういった方たちはこの取組でこういった申請活用可能ですので、活用いかがですかというような形で、今、御案内を差し上げているところでございます。まだちょっと全件、回り切れていない状況というものがございしますが、引き続き期間中、そういった取組というものを私ども実施して、普及徹底に努めてまいりたいというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 室内換気のため10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） では、次の質問に移りたいと思います。

商工業者への経営支援対策について伺います。

新型コロナウイルス感染者が拡大し、北海道は警戒ステージの引上げを行いました。札幌市以外は感染対策基準、警戒ステージ3とされ、4になったのかな、感染リスクを回避できない場合の不要不急の札幌市との往来自粛が12月11日まで延長されたことで、町内の飲食店では予約がキャンセルされるなどの影響が出ています。商工業者を含め、再度の経営支援を実施する必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 藤田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（藤田浩樹君） 商工業者への経営支援対策の御質問についてお答えいたします。

北海道が11月7日より特措法に基づく協力要請、集中対策期間を掲げて以降、町内の飲食店にも影響が出ているとの声があることを認識しております。現時点では、本町の飲食店への自粛要請はありませんが、道の協力要請では、事業者に対して、「新北海道スタイル」の取組、感染拡大防止対策のさらなる徹底が求められております。

町としても、コロナ禍が長期化することを想定し、コロナとの共存を図るため、現在、プレミアム商品券発行事業、飲食店応援チケット発行事業を並行して行っておりますが、町民が安心して飲食店を含めた町内店舗を安全に利用いただけるよう、感染防止対策の取組を推進しているところであり、まずは、来店おもてなしスタイル普及事業の積極的な活用を促進してまいります。

今後、北海道の警戒ステージの引上げかさらなる自粛の要請があった際には、国や道の支援策の把握にも努めながら必要な対策を講じてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 町独自の支援策も既に行っておりますけれども、その時点でまさかこんなに長引くとはなかなか想像ができなかったんだろうと思うんですけれども、やはり今、この北海道は非常に厳しい感染状況なので、おのずと、例えば集まりも持てませんよね。私たち自体そうですけれども、一番やっぱり影響があるのはそういう飲食の分野、農業もお米がどうかという話も聞いていますけれども、あるというふうに考えているんですよね。地震があつて、コロナがあつて、そして、そういうまちづくりをしていく上で、飲食店等の倒産なんかがあったら本当に寂しい町になってしまうというふうに考えているんです。

だから、私どもとしても、例えば持続化給付金の要件を緩和してほしいとか、2回目、3回目をやってほしいという要求をしていますけれども、やはり町としても独自に、そういう飲食業の実態なんかをきちんと把握した上で対策を考えてほしいというふうに考えているんですが、どんなふうに認識していますか。今の飲食業の状況というのをどんなふうにつかんでいらっしゃるんですか。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 飲食店の私どもの現状の認識でございますが、やはりこのコ

ロナの長期化という部分で夜の会合等が春から減少しているということで、特に夜の営業をされている事業者さんにおかれましては、お昼も夜もやっている方については、昼のほうは若干影響が緩和されているということなんですけれども、夜のほうはやはり控えめということで、客単価の高い部分というところではそういった影響が大きいものというふうに認識しております。

また、先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたが、11月以降のところでは、ああいった北海道内、札幌市における自粛の動き、ステージの引上げ等が行われた際に、宴会のキャンセル等を受けている事業者さんがやはりかなりいらっしゃるというようなことで聞いておりますし、また、いろいろな災害復旧の工事関係で、昼、利用している方が工事の終了とともにということで、お昼のほうも客足がちよっと落ちてきたというような印象を持たれている方もいらっしゃるということです。

こうした実態というのは、私どもも、先ほど言いましたおもてなしスタイルの普及促進の中で訪問をさせていただいた際に、実際に事業者さんからの聞き取り等を通じて把握しております。既に実施済みの方につきましては、そういった聞き取り、まだちょっと全てが完了したわけではございませんので、そうした方たちの声というものも、今後、もう既に対策をしていた方についても聞き取りをする予定となつてございます。まだまだ、これからもう少し現状というものは聞き取っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 分かりました。ぜひ実態調査をしていただきたいというふうに思っています。コロナウイルスを持ち込まない対策、それから、町民の命と経済を守り抜くことが今こそ求められていると考えています。これを述べさせていただいて、質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、今後の新型コロナウイルスへの対応についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され、近隣市町村でも感染者が発生する状況でもあり、本町においても、罹患者が出ることを前提に対応を計画する必要があります。

本町での感染者が発生した場合の行政の対応手順の説明をお願いします。

この対応手順を事前に町民にも告知する必要があると思うが、見解をお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まずは、町内に発生しないように感染予防の徹底に努めていきたいということ、最悪が来ないことに努めていきたいなと思っております。

そこで、町内で感染者が発生した場合におけるということでございますが、感染者の情報の公表及び対応、この間、苫小牧保健所の指導の下で実施することになるかと思えます。行政対応としては、まず、クラスターにしないということが一番重要になると考えております。

なお、本町における対応手順につきましては、既に議員にもお示しをしております平成26年度策定の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対応になっております。また、より具体的な対応の手順として、「むかわ町新型インフルエンザ等対応タイムライン（試行版）」というのを、現在、内部で協議を進めておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 以前に示された新型インフルエンザ等対策行動計画についてでありますけれども、現在どの段階にあるというふうに考えていらっしゃるのか。感染者が発生はしていない、道内感染時期というふうに読み取っていいものなのかどうか、その判断は誰がするのかということも含めて、まずは1点目お伺いしたいと思っております。

行動計画、今、タイムライン作成するということでしたので、そのタイムラインを作成して、それは町民に提示していく予定なのか、ちょっとその点についてお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、インフルエンザ等の行動計画の関係についてお答えをしたいと思います。

この行動計画におけます現段階におけるフェーズといいますか、その部分についてのお尋ねでございます。この段階というものは、1から6番目までございまして、1つ目には未発生期、2つ目には海外発生期、3つ目には道内未発生期、そして4番目として道内発生早期、5番目としては道内感染期、そして、6番目で小康期というふうになってございます。

現在は、道内で感染が広がっているという事態を受けまして、5番目の道内感染期に当たるだろうというところで我々としては捉えているところでございます。

なお、国等からの緊急事態宣言が今、出されている状態ではございませんので、この辺の位置づけとしては、道内感染期といいながらも緊張感を持った対応をしていくというような

形で、今、取り組んでいる最中でございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） タイムラインにつきましては、現在、策定に向けて準備をしている最中ですが、このタイムラインはいろいろな災害についても策定する予定になっていますので、当然、そういったものは、町民に対しても周知はしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 7 番、野田議員。

○7 番（野田省一君） どの段階、どのフェーズにあるかということは今、総務課長から言われたんだけど、道内感染期だというふうに判断していると。これも誰が判断するのかという、ここ読み込んでみたんだけど、ちょっと分からない部分があるので、どこのフェーズにあるかということは対策委員会の中で決めたことなのか、何となくここにいるのか、その辺しっかり、誰がどう決めるのかという問題だと思います。ちょっとそこを明らかにしていただきたいと思っています。

その行動計画の中に、それぞれ町村によって、むかわ町新型インフルエンザ等対策行動計画という中に、それぞれの部署によって第1班、第2班とか総務企画課が分かれて、それぞれ住民情報の情報広報に関することとか、何かいろいろいっぱいそれぞれの部署ごとに分かれて出ているわけですが、これからいくと、今、先ほど言った道内感染期であれば、既にこの各本部員の業務分担が割り振られていると思うんですが、それはもう割り振って、この人がどうするとかいうような決めは決まっているんですか。

それともう一つは、近隣町村でも出ていますけれども、行政というか、役場の内部で感染することも想定してつくられているかどうか。当然していると思うんですが、やはり社会的接触者の絶対数が、母数が多いですから、百数十人いますから、感染する確率というのは役所がどうしても高くなるというのは、これはしょうがないことだと思っています。国の予測でも人口の25%が罹患するだろうと、この中にも書かれていますけれども、約900人ちょっとぐらい、990人とか出ていましたけれども、罹患するという前提で物事を進めていかれた方がよいのかなと。白老町もそうですし、それから平取町でも、近隣で役場の中に広がりかけたということがありましたので、その辺も含めたタイムラインの策定、あるいは各業務分担についても割り振られているのか、ちょっと確認をさせてください。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） フェーズの捉まえ方というお尋ねでございます。

この点につきましては、道内感染期におきまして規定をしている状態の中では、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態、どこからどう出ているかというのが分からなくなっている状態と、まさしく今その状態であるというふうに思います。

また、感染拡大から蔓延期ということで患者数が相当数増えているという状態でございますので、この行動計画の中ではそういう位置づけになっているということですので、これは、おのずとそういうところになるのかなというところでございます。

また、職員の業務分担という点についても、1班から職員については9班体制、あるいは消防も9班、10班というような形で業務内容については定めてございますので、その定めに応じて、有事の際にはこの規定の中で動いていくということになるかというふうに思います。

以上です。

〔「追加でお願いします」と言う人あり〕

○総務企画課長（成田忠則君） ちょっと答弁漏れがございました。

どこで決めるのかということでございますけれども、私どもの対策本部の中で常時その内容についての確認をしておりますので、決定するということになるとすれば対策本部の中で決まるということでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 業務分担の部分についてちょっと再度確認しますけれども、答弁なかったんですけれども、職員が罹患した場合についても対応を考えているのかどうかという部分についてお伺いしておきたいと思います。

それともう一点ですけれども、今、対策委員会の中でフェーズを道内感染期というふうに決めるんだということですが、あまり言いたくはなかったんですけれども、まず、町職員が感染したときにも対応できるような態勢になっているのか答弁していただきたいと思います。

それともう一点なんですけれども、6月の定例会の答弁で、避難所マニュアル、7月に発表しますよということだったんですけれども、ちょっと私の認識の中では見当たらなかったんですけれども、避難所の対策マニュアル、新型コロナウイルスを含んだ対策マニュアルはどこで発表したのか、ちょっと確認だけさせてください。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 私のほうからは、町職員に感染者が出た場合の業務執行体制についてお答えをしてみたいと思います。

これまで本町としては、国の緊急事態宣言が出る前の2月27日から庁内に通知を出しておりまして、職員等が感染した場合の取扱い、業務執行体制の維持、指揮命令系統の確認、感染防止のための職場での措置等について、新型コロナウイルスの実態等が明らかになるごとに通知を数度変えながら、職員には通知をしているところでございます。

そういった形の中で、万が一、職員の中に感染者が出た場合についても慌てずに業務執行体制を維持していけるように、常に庁内課長会議等で周知を行っているところでございます。

また、国の緊急事態宣言が明けました5月末からは、役場内独自のフェーズ設定をしております。感染状況がむかわ町内に近づいてくるにつれまして、どのように職員の感染を防いでいくか、あるいは感染が出た場合どのようにするかというフェーズ設定をしております。その前段として、国の緊急事態宣言が出ていた折には実際に分散勤務、およそ職員の30%ぐらいを分散させたんですけれども、そういった形の中で常に有事に備えて、実践も含めて注意をしてくれているところでございます。

ただ、北海道内の感染状況が明らかに変わってきておりまして、実際に十勝の清水町ですとか、行政、役場内でも感染が広がっている中で、果たして今の状況の業務執行体制でいいのかということについては、実際に出てしまっただけで職場内で広がりが出た場合にどうするかといったところまで、ちょっと深掘りをしていく必要があるのかなというふうに考えているところでございまして、この辺につきましては、庁内で検討しまして、何かあったときにも町民の皆様になるべく御迷惑をおかけしないような業務執行体制をしいてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 避難所マニュアルにつきましては、改定は既に終わっております。そのほか道総研さんの協力で、各避難所のそういう対策の割り振りというか、配置の部分も一緒に併せて検討していただいて、報告書が上がってきたばかりというような状況になっています。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 町職員の関係、役場が罹患したときどうするかということは、だんだん現実味を帯びてきているというか、恐らくどこかの時点であり得ない話ではない、あるこ

とが自然だと思しますので、人口の25%罹患すると言っていますから、それが一遍にばっと広がるか、1%ずつ増えていくかということが肝だと思っていますので、やはり万が一になったときの想定というのは、想定外だったということがないようにお願いしたいなというふうに思っています。何回も言って申し訳ないけれども、罹患したときにその場を誰がカバーするかということまでこの分担についてもぜひ決めておいていただければなと思っていますので、今後の展開に期待をしたいと思います。

それと、タイムラインについては、今回つくるという話でしたけれども、その中にぜひ盛り込んでいただきたいのは、発生したとき住民にどう広報するかと。既にもう皆さんもお聞きしていると思いますけれども、町内のどこそこで誰だかがかかったんだってさといううわさはもう2度ほど聞きました。

そのたびに、いや、それはないよと、そこまで言うんだったらちょっと確かめるよと。ただ、匿名性があるので絶対ではないけれども、町としては報告は受けていないよという話をさせていただいたりとかいうことはさせていただいているんですけれども、やはりどうしてもそういうような時期に入ってきていますので、本当にあったときにどう広報するかということも含めて、タイムラインの中でどのタイミングでするかということを決めていただいて、そんなに遠い未来でないときに恐らく罹患者が出て当然の時期に入ってきておりますので、その辺も詰めていただければなと思いますが、その辺の関係、考えはありますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの新型インフルエンザ等の感染症対策に関する基本的な方針、これは我が町独自のものでもあり同時に、政府の行動計画、さらには北海道の行動計画、そして市町村の行動計画、こういった中で連動しながらのそのフェーズごとの対応というのもしなければならないという状況もあるのが一つでございます。

本来なら行動計画をかみ砕いて、町民の皆さんにも、こういうものがあるからこういうときにはこうだよというところを示せばいいんですけれども、相当数のボリュームになりますので、その辺をちょっとかみ砕いたものはこれから、先ほど申し上げました町として進めようとしているタイムライン防災、タイムラインの試行版でしょうか、試行版ですから、試行して、試行して、試行して改善していくといったような段階的なものが必要になってきているのではないかなと思うところでございます。

先ほど野田議員が言うように、場当たり的ではない、念には念を入れたというんでしょうか、そういった先手、先手の対応の向き合い方、こういったこともできる限りタイムライン

防災の中で進めていければなと思っておりますので、できる限りかみ砕いたものをお願いしますけれども、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） さっきの避難所マニュアルの件も、6月に言って7月に、今、防災のところ、災害が起きたばかりで、またすぐその後出てきて大変だと思いますけれども、続けて、もうこれしょうがない、しょうがないと言うのはおかしいですけれども、待ったなしの状況になっていますので、できるだけ早くこのタイムラインについても公表できる、あるいは内部でしっかり固めていただけることを期待しております。

それでは次に移ります。

2点目でありますけれども、情報通信技術・ICT政策情報政策課の創立について伺いをいたします。

ICT、いわゆる情報通信技術によるまちづくりは、以前より一般質問等でも提言させていただいてまいりましたが、先般のまちづくり計画ワークショップの発表会でも、3部会ともに情報発信の重要性について提言がありました。行政の情報政策を一元管理の下、SNS、いわゆるインスタグラム、フェイスブックなどで情報発信し、観光、物産の認知度を上げることは町民からも求められており、有効な手段とも考えられます。

新たな人材を確保して情報政策課を創立して、情報政策の方向性を定め推進していく考えはできないか伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 私のほうから答弁させていただきます。

町の情報発信につきましては、今後も、町として工夫した取組を進めていくことが必要と考えております。胆振東部地震から活用してきた町のフェイスブックや、今後予定しております情報端末更新時のアプリとの連携や、その他、ラインの活用なども準備を現在進めております。防災情報として町長のメッセージの配信や、社会教育グループで「むかわ学」でのユーチューブの活用など、少しずつではありますが、工夫した情報発信に努めてきております。

情報は、ただ発信すればよいというものではないとも考えておりまして、受け手が欲しい情報をどう発信していくかという視点も必要となります。議員御指摘のホームページなどの情報は、正確性など確かな情報発信が大切ですから、一元化して行うことも重要だと考えています。しかし、SNSなどは情報の鮮度も大切なことと考えております。行事の最中や終

了後すぐに発信していく必要もあることから、今後におきまして、各課、各グループに権限を付与し発信する体制の構築も必要と考えており、職員研修も行いながら、町として今後、力を入れていきますので、御理解いただければと存じます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 町内向けの情報通信技術を使ったものは一定程度、単発ではありますが、あっちでぼっ、こっちでぼっという形で発信されていることは認識していますし、町のホームページでもいつも拝見をさせていただいておりますし、町内向けについては一定程度、いい、悪いはともかく情報としては流れているのかなと、利用されているかどうかと。

というのは、今回、私、提言したのは、町外に向けてどう発信するか。今、教育委員会で「むかわ学」とかというのをユーチューブで配信されておりますけれども、それは教育目的の観点からつくられているので、あれはあれでいいのかなと思いますけれども、やはり町外に向けて、むかわ町のことを知ってほしいんだということを、あるいは観光に結びつけていきたいんだということを方向づけて、そのことを統一して、全町民がそのことを分かっているように発信できるような仕組みをつくるということはやはり相当大的な課題であると。

これは先ほども言いましたけれども、まちづくりのワークショップで今回、制作発表会でもないし、要は町への提言ということで3部会、健康生活環境部会、産業振興部会、教育防災行政部会と、これらのどの部署よりも、町長も2回お聞きになったと思いますので、情報発信の在り方というもののしっかりとした提言ありました。今の世代の人は、結構若い人も多かったので、そういう中から出てきたのかなと思いますけれども、やはりその部分も我々の世代ではなくてもう二世帯ぐらい下の人たちに頑張ってもらって、何とか土壌をつくってやるということが必要でないかと思うんです。

町長、考えれば、私が今回言っていたけれども、情報政策課みたいなところを1つつくって情報発信していくという、まちづくり計画の中に盛り込んでいくようなことも含めて伺いたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ワークショップの発表会には私も実際に出席させていただきまして、皆さんの熱い情報に対する情熱とともに、情熱の発信というんでしょうか、そういったところも聞かせていただいているところでもございます。

そこで、ICT利活用の進め方についての御提案でございます。御承知のとおり、全国的にもそれぞれの自治体で、SNSというんでしょうか、こういったところの導入をする箇所

が増えてきているところでもございます。それを活用しての、情報の発信だけではなくて、その発信からニーズの把握といったところも含めた中での発信ツールとしての運用、これも行われてきているのかと思います。

そこで、冒頭でも答弁させていただいているところでもございますが、情報の今後の在り方、長期的な展望、これはもう当然大きなツールとなるのかなというところでもございます。議員も御承知のとおり、今回、コロナ禍という、このコロナのリモート化というんでしょうか、こういったところも踏み台にしながら、現在、我が町も含めて、最新の光ファイバーというんでしょうか、こういった高度通信無線事業というのか、こういった中での広がりというのも出てきているところでもございます。情報通信技術、これらが高度化されて効果的な情報の発信、さらには情報通信技術の利活用でしょうか、この辺の情報の共有、それから議員提案の体制面、今後どのように対応していくのか、この町にとっての情報課の一つの戦略というのもしっかりとにらんでいかないと駄目なのかなと思っているところでもございます。

そこで、まちづくり計画の関係が出されているところでもございますが、情報の発信ということも、ICT、この利活用も含めながらなんですけれども、言ってみればそのことが間接的に住民サービスの向上、地域の活性化、こういったところにもつなげていくんだよということが、参加されていた、発表されていた方々の思いでないのかな。ただ単に発信するだけではなくて、自分たちの地域の活性化にどう結びつけていくのかという視点だと私は受け止めているところでもございます。

そこで、第2次のまちづくり計画を策定している段階でございます、今。こういった段階でも、今後に向けた、先ほど言った情報のこれからに向けての地域情報の戦略的なもの、こういった方向性の整理というのが必要とされてくるのかなと捉えております。改めて、今後のまちづくり計画の策定に当たって、情報政策の方向性等についても取り組んでいきたいと考えております。情報戦略的な、情報の政策課というんでしょうか、それは一つ的手段と受け止めているところでもございます。

参考までに、現在、合併から十四、五年がたったところでもございます。現在、町全般の政策をどうしていくのかといったところの政策企画会議というのが町の幹部職員で、今、開催されているところでもございますが、その中においても今後の、例えばグループ制がどうだったのかといったような検証も踏まえて、組織・機構の在り方といったところも、今、現状の課題等々の前提を整理しながら対応しているところでもございますので、こういったところを併せながら、各分野での技術的な助言あるいは専門的な知見、そして御意見等をいた

だき、これからに向けて進めていきたい。ついては、野田議員の持っている専門的知見というのもぜひお借りをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） まちづくり委員会の中でも提言ありましたけれども、これまで私も、昨年9月には定例会でコロナ後の情報技術を利用したまちづくりをということで、昨年12月においても移住・定住、子育て、居住、雇用支援のウェブ利用の強化など、あるいは本年6月には情報発信力の強化ということで、この1年見ただけでも恐らく今日で4回目になるんです。ほとんど毎回のように出させていただいております。それほどやはり重要だろうなど。

ただ、私たちの年代がやるんでなくて、ぜひ考えていただきたいのは、先ほどの政策推進課だか推進グループ企画会議というのも、年齢高い人が悪いとは言わないですけれども、やはり生まれたときからもう手元にスマホなどがある世代、20代から30代にかけては生まれたときからほぼあったはずですから、その世代にここの部分はぜひ考えさせてあげていただければなど。我々の世代は途中から、まだテレビ、こうやってガチャガチャとやる世代は、いいことも悪いこともちょっと判断できない人間のほうが多いと思っています。どうしても今までの経験値から物を言うことになっちゃいますので、私も今こう言っていることは経験値から物を言っているんですけれども、もっと若い世代にまちづくりのチャンスを考えていただいて、方向性というものは、先ほど言ったようにまちづくりのコンセプトでも出てくる、どうやって情報を有効に利用してまちづくりを、この地域を発展させていくかということが主眼の方向性で向けて、若い世代にどうやって実現していくかということをまちづくり委員会の人たちとも併せて考えていただきたいなど。情報課みたいなものをつくれというのは、グループでも結構ですので、あるいは特別チームでもいいですし、ぜひその辺、若い柔軟な発想を持って進めていただきたいと思うんですが、町長、再度考えがあれば。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 一例として、先ほど取り上げた職場機構の在り方についての政策企画会議、これは、どういうふう to 今の職場機構を、これは情報だけでないですから、全般的に改善できるものはないのかなという大きな視点の中でございます。当然、それぞれ網羅した中で人員の、例えば情報に特化するのであれば人員の確保、そして人員の確保と育成、今いる人間の中で各分野横断的に関わってくるものですから、その辺の整理、そして情報がかなり早い段階で動いているところでもございます。

こういったところの情報をリアルタイムで、そして数多く発信して、むかわ町の先ほど申

し上げました魅力というのを感じ、どのようなことに興味を持っていただくのか、それは、世代間を引き継ぐような形も含めて、その辺もリサーチして活用に努めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 7 番、野田議員。

○7 番（野田省一君） 分かりました。ぜひ若い世代のことを考えながら、ということよりも、そういう知恵を借りながら進めていっていただきたいと思います。

過去の話、また昔の知見で申し訳ないですけども、恐竜ワールド構想というの、頭が出てきた、その言葉が出てきたのは、私の記憶では若い世代が職域を越えて、役場職員も入っていましたし一般の方も入っていたと思うんですけども、若い世代が提言してきた中でプロジェクトチームみたいなのをつくって、その中から出てきたことが実はやっぱり恐竜ワールド構想でした。聞いたときはえっと思いましたけれども、やっぱりえっと思うようなことを出してくれることに期待をしたいと、そういう意味を込めて今回の質問をさせていただいております。

以上で終わります。

○議長（小坂利政君） 昼食のためしばらく休憩します。

再開は午後 1 時 30 分とします。

休憩 午前 1 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 千 吉 議員

○議長（小坂利政君） 次に、一般質問、1 番、東 千吉議員。

○1 番（東 千吉君） 令和 2 年第 4 回むかわ町議会定例会において、むかわ町議会議員 1 番、東 千吉は、公明党を代表して一般質問をさせていただきたいと思います。答弁につきましては、町民、聞く側にはっきりと分かりやすいような答弁を何とぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、コロナ対策、前日の 2 名の議員さんの質問事項と重複しないように、切り離

して質問させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスという未曾有の試練に直面する中、北海道において新規の感染者数が急拡大しております。本町ではまだ報告されておられませんけれども、確実に迫っている状況に対して、改めて日常の防止対策の意識を高め、徹底していかなければならないと思っております。接客をなりわいとする職業について、町民、また町を訪れる来町者の安全・安心な場所の提供のため、リーダーシップを取るのは行政の役目と思っております。

今、感染拡大の、地域による、意識の地域の差が広がっていると思っております。コロナに対する正しい知識に乏しい人たちも見受けられることから、コロナ対策の捉え方や感染防止への意識の差も、地域間、また、立ち位置の違う町民間でもあると認識しております。冷静に、正しく恐れることを、町民一丸となって考えていかなければならないのだろうというふうに思っております。

誰もが感染する可能性が前提となり、そして感染者への差別は許されない。感染イコール悪だとか、感染者イコール対策を怠った批判されるべき者との風潮を懸念いたし、周囲に感染者が出ると興味本位に、誰が感染したのかと探し回る人の姿も見受けられる状況でございます。家族や友人など身近にいる大事な存在が感染症によっていわれなき中傷に苦しむことに対しては、誰しもが嫌な思いを抱くでありましょうし、感染された方が周囲にいれば、早期の回復を祈り、安心して戻ってこられる環境づくりも、これは必要なことだというふうに思っております。

闘うべき相手は、感染者ではなく新型コロナウイルスであります。そういった意味で、町としてのマニュアル、今、策定中というお話もございましたけれども、今後のそういう人の心に寄り添ったマニュアルの作成と、それらを全ての町民に周知徹底していく必要があろうかと思っておりますので、町のそのことについての見解を伺いたいと思います。

さらに、先ほども話しましたが、町民及び本町を訪れる来町者に安全・安心な場所を提供するために、事業者に対する対策の徹底についてもどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 質問要旨に沿ってお答えいたします。

先ほど、7番議員にお答えしましたが、本町の対応手順につきましては、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

2つ目の事業者への対策についてお答えいたします。

事業者の皆様には、まず、「新北海道スタイル」を実践していただくことや、北海道からの新型コロナウイルス感染者に対する通知の活用、国の接触確認アプリ、ＣＯＣＯＡの活用などが必要と考えております。

町独自でも事業者の感染予防対策に助成する事業も行っており、今後も周知に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） 町のマニュアル等に、感染した後にその感染者がどういうふうな立ち位置で、安心してまた戻ってこられるか、この点についてどういうふうに町民等に徹底していくのかも伺いたいのが1点です。

それから、命を守るという意味では、感染をしない、あるいは防止するということのほかに、経済を回すということも、生命活動ということでは命を守ることになってございます。

したがって、ロングランでコロナ対策をやりながら、そういう経済対策についてもしっかりと支援、あるいはリーダーシップを取って、安心・安全なむかわ町をつくるということについてどういうふうに考えているか再度伺いをしたい。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） マニュアルの件ですけれども、こちらに関しましては、感染した場合にどう対応していくかというものでございますけれども、そういった中に、そういった誹謗中傷などを行わないような広報をするだとか、そういったものは内容としては入れ込むことができますので、そういうことで進めていければというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） コロナ禍の中における経済対策の考え方でございますが、既に経済対策につきましては段階を踏まえてということで、感染拡大期、それに対して予防を徹底する期間、それから、アフターコロナへ向けた中での今後に向けた対応ということで、段階を踏んだ中でのそういった対策というのも、この間、打ってきているところでございます。

現時点においては、コロナとの共存という形の中で、事業者さんに対する感染予防対策の取組の推進、併せまして、消費の落ち込みというものを極力防ぐための消費喚起としてのプレミアム商品券や飲食店応援対策というものも取り組んできているところでございます。

段階を踏まえた中での必要に応じた対策というものを、国や道の支援策というものもにら

みながら、必要なものを適宜、踏んでいけるような対応というものを図っていきたいというふうに考えてございますし、また、過去の議会の中で御承認いただいていますコロナ対策に関する予備費という部分もございます。こういったものは、何も勝手に使うということではなく、そういった緊急性があったときに必要な対策を即時打つためということで議決をいただいているものだというふうに認識をしております、過去、そういった御説明も申し上げてきているところでございますので、そういったものの緊急の事態には執行もにらみながらというようなところで考えているということでございますので、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） 感染の確率をゼロか100という 2 択で考えていくと、意外と、不安とか恐怖心がおおられると思うんです。そしてまた、現場としては、むかわ町のどこへ行っても同じような対策が講じられている、この徹底が一番、安心感を与えると私は思っているわけです。だから、1 人が100歩先に進んでいるんじゃなくて、全体が一步ずつ前進できるような周知徹底が、まずは肝要ではないかというふうに思うわけです。

ゼロリスクを求めるわけではなくて、リスクを当然、無視するわけではないんですけれども、ちょっと理屈っぽくて申し訳ありませんけれども、自分の命も、そして町民、また来町者の命も、他人の命も守るという視点から、その現場の一定度合いのしっかりとした予防対策、これについてどういうふうに考えているのかもう一回伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） お答えをしたいと思います。

コロナからのリスク回避という視点は大変重要だというふうに考えております。議員が御指摘のとおりだというふうに思います。そういう意味で、これまでも町の広報ということで、情報端末であるとか防災無線あるいは折り込みチラシ等も、感染当初のときには広報として出してきたというところでございます。これを引き続き続けていくことが、皆さんに対する周知の徹底になるんだろうというふうに思います。

また、改めて、昨日も町長からのメッセージというようなところで発出をさせていただきました。そういうところで、折々にその時節に合ったやはり広報というものが必要だというふうに思いますので、そういった観点でこれからも取組をさせていただくということでございます。同じレベルというところまで行くのかどうか分かりませんが、やはり毎日の繰り返しの中で、そういったものを意識付けをさせていただくというようなことでござい

すので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今日の行政報告の中におきましても、現状とこれからに向けてのメッセージ的なものも含めて報告をさせていただいたかと思います。改めて、東議員のほうからも今おっしゃられた町民の皆さんの命と生活を守る視点、これは大きな、これからの方向性にとっても、今後においての負い方というのは崩すことができないかと思います。

そこで、先ほどから触れられておりますように、感染症の防止対策、これについては、この間も町として可能な限り、対応できるものは国・道と連携し、さらには独自の対策・対応についても努めてきたところでもございます。今後においても、先ほど申し上げました感染症の予防対策と併せた中での、町としての可能な限りの支援、対策・対応に努めていきたいと考えております。

一方で、このウイルス、御案内のとおり、専門家の皆さんからとも言われておりますように、なかなか制御というのが困難なウイルスともされております。人と人との接触というのを減らすということが、一つの終息のゴールに近づくとも言われているようでもございます。

そのためにそれぞれがDo one's bitしなければならない役割、そして行動、意識というんでしょうか、こういったところを改めて持った中で、この不条理に行政として徹底的に抵抗して、そして世界で打ちかって、日常の生活を取り戻していくよう、今をまず一つの体得の機会としてそれをするための誠実な職務を果たす、これが行政の役割と捉えております。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） コロナが発生して数か月、いろんな状況の変化がございました。我が町においても、うつすこと、あるいはまたうつされることも当然あると思いますけれども、そのことを冷静に、正しく恐れることが大事だというふうに思っておりますし、また、これから経済活動するにおいて町民がどうしても動かなければならない、あるいは来町者がどうしても車で来たりして、車の故障とかあるいは整備工場へ行くとか、そういうときに、どここの場所に行っても徹底した予防対策が取られているなという、その周知がリーダーシップとして行政に求められるのではないかというふうに思います。

質問ではありません。返答は要りませんけれども、ぜひその辺を踏まえてよろしくお願ひしたいということで、コロナ対策については終了したいというふうに思います。

続きまして、漁業振興についてでございます。

改正漁業法が施行されました。この主な大事な点というのは、持続可能な生産量達成に向

け、徹底した資源管理を基本に据えてございます。

しかしながら、今年1年間を見た鵜川漁協は、ホッキの価格低迷、そしてまたサケ・ししゃも漁が終了し極めて不況に陥っていて、この漁業の重症化を防ぐために即効ある行政支援が必要だというふうに思っております。ホッキの部分については行政支援も前回いたしましたけれども、あまりにもサケ、ししゃもの不漁があり過ぎて、漁業者の状況は非常に大変な状況になっていることは既に御承知と思います。そのための具体的な施策として考えていることをぜひ伺いたいと思います。

改正漁業法、10年後の明るい漁業というふうに言っていますが、むかわの漁業者の明日の生活がまずは第一として、地方行政として考えていかなきゃいけないという思いから、この点について伺いたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） コロナ禍による水産物の単価安に加え、ししゃもが過去最悪の不漁となり、町としても漁業者の経営は極めて厳しい現状と認識しております。

議員も御存じのとおり、町としては、既に今年度、漁業者への支援として、出荷資材への補助、ホッキガイ漁獲への補助を実施、また漁協に対しても、インターネット販売や本州への直接出荷への補助、さらには、出荷作業所及び蓄養施設の拡充への補助を実施しております。

今後の漁業者への支援でございますけれども、現在、漁協と協議中でございますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 私が若い頃ですから大分昔の話になるんですけれども、第1次産業従事者同士ということで、漁師の若い青年と農協、農業の青年者との物々交換であったりとか、そういう部分の催し、イベントだとかやりながら、お互いがしっかりと共存共栄できるような形がないかということを模索した時代もございました。そういうことが、今、このむかわ漁業についても非常に大事な視点になるのではないかというふうに私は思っております。

先ほど太田参事の答弁ありましたけれども、ここ何回か太田参事の答弁聞いていて、非常に現場の目線に合った答弁をいただいていたし、漁協あるいは漁業者の若い人たちと、しっかりと目線の一つにして頑張っていることは私も見ておりますので、今後、十分に、行政支援としてできる範囲でぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

そういう面で、何か具体的なことがあれば一つ二つお聞かせいただければと思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 先月24日、ししゃもの不漁も受けまして、町長と漁協を訪問しまして状況の聞き取りと意見交換を行いました。極めて漁業者の状況は厳しい状況と認識しております。それを受けまして支援を行う方向で今検討しております。

具体的な方法といたしましては、検討中ではございますが、漁業者におおむね平等の支援ができるという形の、ホッキガイの漁獲への補助の上乗せの形の方向で検討中でございます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） そういう観点からの御支援、よろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた、ししゃものふ化場の進捗状況、これだけちょっとお伺いをしてみたいと思いますが、どんな状況なのでしょうか。

○議長（小坂利政君） これ、質問事項にないですから別の機会に。

○1番（東 千吉君） そうですか。分かりました。大変失礼をいたしました。

漁業関係については、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思って、次の質問事項に入っていきたいと思います。

穂別地区での葬儀会場の設置についてお伺いをしたいと思います。

かねてより、穂別地区住民から、穂別市街地への葬儀会場の設置を要望する声がございます。そういう部分で、新たに設置できるか、あるいは町民センターの利用、今、条例で葬儀等には使えないことになっていると思っておりますけれども、その利用についての何かいい方法があるのか、あるいはまた、モバイル仮設住宅の再利用が考えられるかと思っておりますけれども、その辺についてどういうふうな方向性あるいはまた考え方を持っているのか、分かりやすい答弁をお願ひしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 長谷山地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（長谷山一樹君） お答えしたいと思います。

町民センターを葬儀会場に利用できないかとの御質問ですが、町民センターは、各種会議の開催や定期的な団体利用で、多くの町民の皆様が利用する穂別地区の主要な施設となっており、葬儀会場として利用する場合は、これまでの利用実績から、現状の利用や活動に大きな影響が出ると考えております。

また、葬儀会場の状況については、穂別市街地に3寺院があり、そのうち2寺院と穂別中央生活館で葬儀等が行われており、少人数の葬儀については柏自治会館や緑ヶ丘会館が利用

されています。

現状では各会場で支障なく葬儀が行われていると認識しておりますので、これまでどおり既存の施設を利用していただくこととし、町民センターの利用やモバイル仮設住宅の再利用も含め、新たな施設等の整備は今のところ考えておりませんので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） 過去にもそういう御答弁をいただいた記憶がございます。

今、グローバルの社会で、いろんな形の思想だとかそういうことがあると思っております。加えて、地震で大事なお寺の一つが使用不可能になって、穂別地区の中央ですけれども、非常に困っている人がまたさらに増えたと認識しておりますし、同じ、例えば仏教あたりもありますし、神道があり、キリスト教があるということで、いろんな人たちの葬儀をしなきゃならない。

コロナの中でございますから、そんなに大きな施設が必要というふうに思っているわけではございません。しかしながら、先ほど答弁にありましたように、穂別中央生活館は和泉でございます。現実的に考えてみて、そこで葬儀をするということが穂別の中央の住民にとって本当にいい選択になるかどうか、その辺を踏まえてもう一度お伺いしたいと思いますが、町長、ちょっと答弁いただいてよろしいでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御指名でございます。

まず、議員御存じかどうか分かりませんが、今回、質問に提示されております町民センターの利用検討はどうかといったところでございますが、これは、一つの経過として、当時、町民センターの建設に当たって、町民の皆さんの改修検討委員会というんでしょうか、そういうのが立ち上げられ現在に至っているところでございます。その中で、今出されている葬儀会場としての活用、こういったところはどうかといった検討も踏まえて今回に来ているところでもございます。

当時、先ほど担当のほうから答弁がありましたように、それぞれの寺院だとか、さらには各種集会施設、支障なく使われているよといったところで、逆に、そういった葬儀会場を使用する場合、当時の議論ですからね、3 寺院に影響を及ぼしかねないんじゃないのかといったような言葉だとか、あるいは、町民センターというのは、町民文化活動及び生涯学習活動というんでしょうか、そういったところの拠点ですと。従来から利用されてきた施設でもあり、今後においてもそういった一つの目的を持った、役割を担う施設として活用される

ということでの整理がなされております。

それと、深夜時間帯の利用、こういったときは、当初は警備員も置かない予定だったのでセキュリティー対応の課題というんでしょうか、当時のことを言っているんですよ、そういった葬儀についてもじゃできないのかといったときに、現条例の中に、公の公葬のみ対応として条例で規定されているところでもございます。公葬をする場合、公費をかけてですね、例えば町葬等々の公葬をする場合の造りとしての対応というのは、設備としては整っているところでもございます。

それと、先ほど説明もありましたように、現在、町のほうにおきましては、少人数葬儀というんでしょうか、それぞれの対応できる寺院、さらには市街地におきましても会館といったところで、じかに町民の皆さんのほうから苦情というんでしょうか、相談というんでしょうか、こういったところは現存では受けていないところでもございます。

モバイル仮設住宅の活用となりますと、これは逆に、1戸建設の経費というんでしょうか、かなり、今度、基礎を打たないと駄目ですから、そこに持っていく場合の建設費というのかさむといったところから、先ほど言ったように、まず一つには町民センターはそういう位置づけですと。

それと、利活用に当たって町民の皆様から今の段階で特に相談等は受けていないといったところから、新たな施設整備等は考えておりませんので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 先ほどの町民センター及び穂別地区の葬儀関係のことについての検討、意見集約、過去にあったことは知ってございます。そういった中で、あれから結構たって、人の考えも変わったり要望も変わったりもしていると思うので、ぜひ近い将来、早い段階で町民の忌憚ない意見を聞きながら、それを町民の要望として行政への反映に役立てていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私の一般質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

◇ 舞 良 喜 久 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、2番、舞良喜久議員。

○2番（舞良喜久君） 通告により質問をさせていただきます。

質問事項は、介護保険制度事業の第8期計画についてです。

この介護保険制度が始まったのは2000年であります。同制度は、3年ごとの保険料改定で

平均保険料ですが、65歳以上が支払う保険料ですが、全国平均では2倍以上になりました。しかも、介護保険サービスの取上げとか介護施設の慢性的な不足とか介護難民が出て、介護離職が社会問題化をしております。まさしく保険あって介護なしという状況と言っても過言ではないと思います。

そういう状況の中で、来年度から第8期に入りますが、町としての基本的な考え方、方向性を伺います。

2番目に、特別養護老人ホームなどでは、介護の担い手不足があり、行政支援が求められています。

3番目に、グループホームがあればという声が大きくあります。これは、特に認知症の方が増えて、大変心配という方が増えてきております。そういう意味においても、第8期計画で早急に増設が必要と思われますが、検討していただき、その考えを伺います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 初めに、介護保険事業の第8期計画についてでございますが、国におきましては、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年、この2040年の大きな課題というのは、現役世代の急減というんでしょうか、こういったところにもあるかと思うんですが、その2040年というのを見据えての地域住民との協働によって、地域だとか個人が抱える生活課題というのを解決する、全てを包んだ包括的な支援体制の整備が努力義務とされたところでもございます。

町としましては、高齢者をはじめとする住民の方々が可能な限り住み慣れたこの町で生活を営むことができますよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進が必要であると考えております。

これらのことを踏まえまして、これまで行ってきた施策だとか地域の共生、そしてつながりというのをさらに進めながら、地域住民、そして関係機関と連携した8期計画では、それぞれの施策に取り組んでいくこととしておりますので、御理解を願いたいと思います。

2点目の担い手不足についてでございます。

これまでも、地域ケア推進会議の中で大きな課題の一つとして協議をされてきております。町としましても、対応可能なものから、そこに至る対策というのを講じてきているところでもございます。しかしながら、これは全国的な介護人材不足、昨今のコロナ禍、こういったところにより、残念ながら大きな成果にはつながっていないところでもございます。

今後につきましては、引き続き地元の事業所等との意見交換というのを継続し、さらに効果的な支援対策を探りながら対応を図ってまいりたいと思います。

3点目のグループホームの増設についてでございます。

地域のニーズとしてのユニットの増設が必要であることは、喫緊の課題として捉えております。しかしながら、慢性的な介護従事者不足ですか、こういったところもしっかりと見据えながら、向き合いながら、ユニット数の増加に伴う人員の配置など、体制というのを確保できるかといった課題というのは一方でもあるところでございます。

8期計画におきましては、そういったところもしっかりと見定めながら、グループホーム、高齢者住宅等の充実に向け、事業所との協議に引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） この前の出前議会であります特別養護老人ホームから相談会でありましたけれども、やはり介護する人が不足していると。私が聞いたのは穂別の愛誠会なんですけれども、今、住居ですね、住む場所には補填してもらいたいとか、あとは、今の若い人だったら、古い公営住宅ってなかなか入りたくないと言うんですよね、はっきり言って。やっぱり安心して暮らせるにはそういう施設があったら、寮みたいなのところでもよろしいんですけれども、1DKでもいいですけども、そういうところがあればいいという、そういう回答が多いということです。

あと一つは、シングルマザーの方とか子どものいる方は最低10時ぐらいまで保育してもらえば、夜とかそういう残業とかシステムがありますよね。遅番とか早番とか、夜の勤務日とかありますよね。そういう施設があればもっと働けるとか、そういう声が結構多いんです。そういう意味においても、介護士さんたちのそういう支援とかなんかを具体的に私はできるんじゃないかと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） ただいまの質問について私のほうからお答えさせていただきます。

いろいろな課題といいますか、介護士さんの部分というのはあると思います。先ほど町長の答弁の中にもございましたとおり、今後につきましても事業所と十分に話し合いをしながら、そういった課題も含めて、できることからまずは検討していくというような形で対応してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） そういう意味で介護士さんのほうはお願いしたいと思います。

あと、グループホームですけれども、これユニットと言いましたが、どのぐらい、大体2ユニットぐらいは必要じゃないかと思うんですけれども、その辺はどのように検討しておるかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 菅原地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（菅原光博君） 私のほうからグループホームの件についてお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁でもございましたとおり、グループホームも含め、高齢者住宅のそういった計画につきましては8期計画の中で策定する予定となっておりますので、あくまでも、今、計画の策定中ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 早急によりしくお願いしたいと思います。

全般的に見て私がよく耳にするのは、例えば札幌とか苫小牧にお子さんがいられて、舞良さん、親が安心して預けられる、そういう施設が欲しいねとか、そういう声をよく聞くんです。そうすると、私たちも今度、穂別に帰ってきてたまに親と会えるしとか、あとは、お独りでいる人が安心して穂別に住んでいられると。どうしてもいられなくなって、やはりお子さんが札幌にいるとか苫小牧にいる所に行ってしまうんですね。

そういうやっぱり安心感というのか、そういう意味で、早急にそういう精神面においてもぜひ必要だなと思うので、町長さん、どうですか、もう一度そういう感覚から答弁願いたいと思いますが。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 冒頭の答弁と重なるかと思いますが、介護保険制度導入からもう20年ですか。今回の第8期は、先ほど申し上げましたように、超人材難というんでしょう、現役世代が減少するよという2040年というのを見据えながら、2021から2023年度だけではない展望を持った計画、制度改革にもつながるものと捉えているところでもございます。

言わずもがなでございますけれども、利用者の方がサービスというのをより選択しやすい環境づくりというんでしょうか、そして適切な制度運営、そこに見合う制度運営、そして介護予防、給付の適正化、こういった視点で、先ほどから出されている介護人材、これの確保対策等の推進、重ねて、介護サービスを必要とする人に適切なサービスというのが行き渡る

よう努めていかなければならないと捉えております。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 今、町長さんが言われたように、早急にそういう支援でやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小坂利政君） しばらく休憩いたします。

再開は14時30分とします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 第4回定例会に当たって幾つかについて質問をさせていただきます。

最初に、1点目は、コロナ禍での住民の安心・安全な暮らしのためにということで御質問をさせていただきたい。

前段、各議員からコロナ問題が出ました。そこは重ならないようにはしたいというふうに思っておりますが、まず通告どおりに質問しますので、よろしくお願いします。

感染予防や自粛等による経済対策などとともに、子どもや高齢者を中心とした健康管理、生活支援対策が必要であり、求められているところであります。これらについて伺うものがありますが、特に高齢者向けの保健対策としての本町の事業が中止となっていることが、この間、やむを得なくあります。これらについての対応を伺っておきたいというものでございます。

また、先日もNHKの報道等でも出されましたけれども、残念なことに、この状況の中で命を落とされるという方々が例年の4割を超える状況で発生している、そういう状況がございます。そうした事態、我が町としても自殺対策なりの対応を図るということになっておりますが、それらを含めて本町の対応・対策等を伺っておきたいというふうに思うものであり

ます。

2点目には、感染発生でのバッシングなど差別的な行為が問題化している。町長の冒頭の行政報告等々でも触れておりましたけれども、改めて伺うものであります。

まず、学校をはじめとして、そうしたことがないように本町としてアナウンスが必要だというふうに思っておりますが、これまでは学校のというのは触れておりませんので、改めて伺う問題であります。

以上がまずコロナ問題であります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、1点目の関係でございますけれども、高齢者の保健事業につきましては、コロナウイルス感染拡大防止のために一部中止した事業がございます。生活支援、さらに介護予防教室等の事業につきましては、感染予防対策を徹底しながら実施してきているところです。また、見守り支援活動として、訪問等で高齢者等の健康だとか生活状況の確認を行ってきているところでございます。

命を守る対応としてでございますが、コロナウイルス感染症の重症化による生命の危険のほかに、議員が表現に出されておりますコロナ鬱とも呼ばれる現象も全国で発生しているとの情報があります。本町におきましては、コロナの影響による自殺の事例というのは聞こえておりませんが、自粛期間が長期化することで危険は高まることが考えられます。むかわ町の自殺対策計画、改めてこれを推進し、コロナウイルス感染症による影響というのも配慮しながら、住民の皆さんの心のケア対策というのを実施していきたいと考えております。

2点目の新型コロナウイルス感染症発生による偏見、差別、心ない誹謗中傷に対するメッセージ、冒頭の行政報告でも触れさせていただいたところでございます。

特に学校現場におきましては、年度当初から全ての学校におきまして、授業での指導、学校通信での啓発、リーフレットの配付、こういった差別やバッシング行為の取組を行ってきているところでもございます。学校では、欠席しただけで、うわさだとか臆測により誹謗中傷やいじめにつながる可能性もある、こういうことから、現在もホームルームなどでの指導を継続してきております。

町民の皆さんに対する周知につきましては、北海道より送付されてきておりますポスターなどを役場庁舎等にも掲示しながら、これからにおきましても、様々な媒体、そして機会を通しながらなお一層の周知に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つか再質問させていただきますが、まず第1点目は、今、高齢者等に対して予防等のほかに見守り等ということがございました。私、やはり特に独り暮らしの方など、楽しみにしていたふれあいサロンなど、行事が取りやめになる、できないという中で、本当に独りで悶々という形になるんじゃないかというふうに思っているところなんです。

これらについて、やっぱり何らかのコールをして、安否確認も含めて、元気をつくり出すということが大事だというふうに思っているので、この見守りでやってきたという点では、どのような形で、どのぐらいの数でやられてきたのか、そこら辺のところを、これは保健事業計画にもあったかなというふうに思っていますが、改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 見守り活動につきましては、むかわ町の見守り支援センターのほうで訪問活動を継続して実施しているところです。

当初、3月頃には、民生委員さんのほうにも御協力いただきながら、電話で高齢者の方々の確認、健康確認とか生活状況の確認もさせていただいております。

その後につきましては、普通どおり訪問のほうはさせていただいておりますので、今、ちょっと数のほうについては集計をしておりませんので答えることはできないんですけれども、見守り活動のほうは通常どおり、75歳以上の独居であったりとか夫婦世帯であったり、それから、支援が必要かなと思われる方につきまして、本人同意をいただいた上で訪問のほうは継続させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） どのぐらいの数かを後でいいですからお知らせ願いたいというふうに思います。

それと、2つ目、今年度、この保健事業計画等々に基づいて高齢者等のものでできなかったという点では、おおむねどのぐらいの数になるのでしょうか。分かる範囲でいいですからお答え願いたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 高齢者保健事業等で中止をしたものにつきましては、介護予防講演会とそれから寝たきり予防教室に関しましては中止をしております。これは健康教育的なものでありまして、介護予防講演会は年に1回のものですし、寝たきり予防教室につきましては、老人クラブを回りながら健康教育をするというものですけれども、そちらの

ほうは中止をして、こちらの代替対応はしておりません。

あと、介護予防教室や認知症予防教室につきましては、3から5月は中止をさせていただいたんですけれども、6月からは再開をさせていただいております。この中止の期間につきましては、委託事業者のほうから参加者へ健康確認のお電話をさせていただいたり、あと体操の動画の配信やDVDの送付、あと体操のほう、テレビ放映を穂別のほうではさせていただくなどの対応はさせていただいております。

あと、結核、肺がん検診のほうは、巡回で行う検診は中止させていただいておりますけれども、こちらは、巡回ドックであったりとか対がん協会のバスツアーのほうで一部対応をさせていただいているところになっております。

あと、ヘルスアップ教室のほうが開催を中止、見合わせるような地区が多いという状況ありますけれども、今後も、声はかけながら実施は継続していきたいというふうに思っているところです。

今のところ、中止になっている事業につきましてはこちらの事業になっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） なぜこんなことを聞くかというのは、3つ目の介護のところでも関わりを持つんですけれども、本町で人口減というのが非常に激しいんですが、その中に、直接そういったことが原因だというふうには思ってませんけれども、お亡くなりになる方も多いわけで、そういうような状況の中で、私は、こういう事業等が縮小あるいはできなかったということが影響しないのかと時折心配になるわけで、その辺のところのチェックがどうなのかということを含めてお尋ねをさせていただいたところでございます。

ぜひそういう点で今後とも見ていただければいいなと。そのことでの特段、回答は求めませんけれども、よろしく願いしたいというふうに思っております。

次にですが、経済対策とも関わってお伺いしておきたいんですけれども、第3回定例会で予算化されております介護施設等への、いわゆる介護あるいは福祉施設に対する支援金というのを決めましたよね。あれが、相当な人数もあったんですけれども、施設等を含めてどのぐらいの実績に現状なったのか、予算どおりに満額で使われたのか、そこら辺だけ教えていただきたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） コロナの関係で、介護や医療施設等で働く方々への慰労

金の関係でよろしかったでしょうか。

むかわ町のほうでは、1人について1万円ということで、道のほうでは、むかわは発生していないので5万円ということだったんですけれども、そこにさらに追加で1万円ということで考えております。

ほとんどの事業所からは申請のほうが出てきている段階で、あと何か所か出てきていないところあるんですけれども、これから出る予定ということで確認を取っておりますので、ほぼ全部出てきているという状況になっております。まだ今の段階では、あと個人ごとに出てきている方もおりますので、最終的なまとめまでにはもう少し時間かかるところでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 先ほどからも出ておりますけれども、このコロナ禍の下で、いわゆる福祉に関する課題等々もたくさんあります。併せて、経済対策との関連でいえば、特にお店の方が、このままでは年末、年を越せないというふうな悲鳴を上げられております。

私は、そこで、今どうしてもこういう状況になると、我々自身もお店に行ったりするというのを控えがちなんですけれども、今、大勢で行ったり大声を出したりというのは駄目なんだけれども、少人数ならいいんですよという話になっていますよね。だからといってこれをどんどん推奨すれというわけじゃないんだけれども、そういうようなことをしてやっぱり何らかの協力、協働していくという体制をつくり上げている、それを呼びかけていくということが大事じゃないかというふうに思っておるんですけれども、その点でどんなふうに考えておられるか改めて伺いたい。

○議長（小坂利政君） 通告の範囲内の答弁をお願いします。

酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） さきの質問の中でもお答えさせていただいた経済関係については、切れ目のないという取組を進める一方で、また我々、職場、事業所の単位の中에서도いろいろ、議員御指摘のようなそういったものにも取り組めるものがあるかというふうに考えてございますし、実際にこの間、いろいろ情報収集を進める中で、町内のとある機関といいますか、事業所の中では、そういったことで出前や持ち帰りのほうを推奨して、少しでも取引先である飲食店を応援したいという事業者さんもいらっしゃいますので、町といたしましても、先ほどの中でいろいろ検討しているものの中には、速やかにそういった出前、持ち帰り、春に実施させていただきましたが、年末年始の中でそういった取組を、すぐに取り組み

るものの中の一つとして今、視野に入れていろいろ検討をしているところでございますので、何とぞ御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ぜひいろんな形で、従来のような支援金等々という形になればいいんだけれども、なれない場合でもやっぱり何らかの、お客さんとして協力するような、それが地域経済、地域社会を支える道になるわけですから、そういうこともぜひアナウンスしていただきたいなと。

そういう意味で、私、2番目に、感染症発生のバッシング問題で今、答弁いただきましたけれども、その辺についてあまりあれこれはしませんけれども、ただ1点、先ほどからも出されておりました情報発信、いわゆる防災無線での町民への呼びかけですね。これも、言われたように町長が出たりして、これは大変いいなというふうには思っておりますけれども、しかし、現瞬間になれば、毎日、同じようなアナウンスしかないぞということで、もうちょっと聞く耳を持つような形にならないかという意見がかなり出てきているんですよ。私は本当にそうだなというふうに思うんです。

ですから、やっぱりこれらについても、例えば本町でそういう罹患の事例がないにしろ、近隣町でのそういうものがあつた、出たよというのは、どこまで情報を出すかというのはいろいろ考えどころなんですけれども、やっぱり一定のそういうものの情報も含めながら、本当に町民の皆さんが今日も安心だなというふうに思えるような、そういう情報発信の工夫をしていく必要があるんじゃないかという気がしているんです。これは、町民から出された意見として本当に値するなというふうに思っているんで、そういう点での考え方というのはどうでしょうか、改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 長丁場になる闘いかなと思います。巷間言われているように、この闘い、侮らず、油断せず、しかし、ひるまないぞといったような形で、最後には絶対打ちかつんだという姿勢でこれまでも取り組んできていますし、これからもそういう姿勢を貫いていきたいなと思っているところでもございます。

そこで、これまでも実践してきておりますが、感染予防、この徹底と併せ、これは繰り返しになるかもしれませんが、言葉の。しかし、それはそれとして、今、議員の言われた適切な節目節目に、どう絞りながら、言葉もキャッチャーしながら、こちらのほうで解釈して、ある面、国に対しての政府広報というんでしょうか、こういったところもしっかり要望しながら

ら、強化とともに、町として、私自身の言葉もそうでございますが、町で発信する場合の感染レベル、これをピークアウトさせるような、町民の皆さんに向けての注意喚起とアナウンスの随時適正化に努めていければなど。工夫を図ってまいりたいと思います、できる限り。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ぜひそういう方向で、町長が話せばいいという問題ではないというふうに私は思っておりますけれども、やっぱりめり張りをつけていただいてこの町民の、例えば、先ほどもありましたけれどもインフルエンザ、これの量がないぞというような状況も、その後どうするんだというようなことの若干のそういう情報も含めて、先ほどもう入らないみたいな話ありましたけれども、追加でという話も出されておりますから、やっぱりその辺のところも十分調査した上でやっていく必要があると思うので、そういうときの状況なんかもどういうふうに織り込んでいったらいいか、そういう安心ができるような形でぜひ工夫をしていただきたいということ求めて、次の質問に入りたいというふうに思います。

2つ目は、住宅対策ということで頭出しをさせていただきました。ここで私が一番聞きたいのは、町で新規就農をはじめとしていろんな事業を考えたりなんなりするときに住まいがないという問題なんですね。それがやっぱりついて回るということで、何度も議論している問題ですけれども、改めて質問するというのが中心の課題でございます。

まず第1点目には、そうした中で、改めて空き家対策というふうな形で、元年度につくった町の計画ですね。道内対策に基づいた内容になっておりますけれども、これらの取組状況について伺うものであります。

2つ目には、今申し上げたように新規就農だとか、この町で働く機会があったり働きたいというふうに思ったときに、なかなかこの住まいがないぞ。先ほど介護の問題でもありましたけれども、そうした折の対策として何らかの形が必要だというふうに思っておるんですが、どう今、受け止め、進めようとしているのか伺っておきたい。

3つ目には、関連して、老朽化した、空きが多い地域の公営住宅の活用の問題ですね。例えば宮戸の公住が老朽化しもう大変だということで、今回、壊されました。しかし、それは、長寿命化プランではその後のことはないけれども、じゃその地域に本当になくていいのかというようなことが問われるというふうに思っておるんですが、それらを含めて伺うものであります。

それから、4つ目には、洋光団地での問題です。

御存じのように、洋光団地は、町の住宅プランに基づいて、老朽化した住宅を廃止すると、

廃屋にするということから、新しいところに建てて転居してもらおうよということで進められてきたんですけれども、しかし、いろんな事情でなかなかそこへは行かれないと。家賃が高いということもあります。それで、残された方々が20世帯ほどあるというふうに私は思っておりますが、こうした人たちの暮らしをこれからどういうふうにしていくのか。出ていけというふうに言っていくのかですね。これまで私も、あそこはこれらの人たちにとってはついの住みかでもいいんでないかということで、そういうことでやっていただいているなというふうに思っておるんですけれども、改めて伺っておきたいというふうに思うんです。

多くの人はあそこから行き場のない形になっていますから、やっぱりそこをついの住みかとしながら、今度の介護計画をつくるに当たっての議論にあるように、高齢者施設、ケアハウスのようなものが我が町にはないんだということが一つの大きな課題になっておるようがあります。私は、だとすればあの団地、今の状況と、あの公住の施設を活用した我が町独自のそういう対策があつていいんでないかというふうに思っているんですが、そこまで最初の答弁にはならないと思いますけれども、よろしくお願ひしたいということでもあります。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） まず、私のほうから空き家対策について答弁させていただきます。

空き家対策につきましては、先ほどもお話があつたとおり、令和元年6月に策定したむかわ町空き家対策計画に基づきまして実施してきております。震災で被災した公共施設などを、空き家対策総合支援事業を活用し解体を行ってきております。

今年度についても、継続して、むかわ町空き家ネットワークにより、国土交通省事業である空き家対策の担い手強化・連携モデル事業に道内唯一採択され、実施しております。

空き家の活用としては、家屋を相続された方を対象に東京や札幌、町内で空き家相談会のほか、既存空き家を利用し、修繕を行う際にこういった部分のチェックを行うかなどの研修や、性能向上リフォーム研修、住宅相談員研修、実際の空き家を活用したオープンハウスなどを計画し、現在、準備を進めているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 高木産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（高木龍一郎君） 次に、農業関係につきまして御質問要旨に従いお答えいたします。

本町における農業経営安定のため、高収益作物の導入が進められておりますが、手作業が

多いこれら農作物の生産体制には労働者の確保が不可欠であり、その多くを町外から求めている状況にありますが、この方々の住まいの確保を課題として認識しております。

これまでの対応といたしまして、新規就農者については、むかわ町地域担い手育成センターにて、農地などと併せて住宅確保のため相談に応じており、むかわ町助成金事業である「は一とふる事業」の活用など、新規就農時に住宅確保が円滑にできるよう支援してきております。

さらに、町外労働者の雇用に対する住まいにつきまして、現在、外国人技能実習生の受入れ団体に対し、町の遊休財産を活用する観点も含め、町の普通財産を貸付けしているところでございます。

労働力不足は農業振興上の課題であり、むかわ町復興計画にて「働く場の確保による移住・定住促進」の取組を位置づけしているところであります。住まいにつきまして、引き続き農協と協議、連携を図り、対策の具体化に向けてまいりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから3点目の公営住宅の活用についてお答えいたします。

現在、むかわ町の公営住宅は、令和2年3月に策定しましたむかわ町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等の管理運営をしているところでございます。

むかわ町で管理している公営住宅は現存している住宅でございまして、これは、昭和37年建設から始まっております。全戸数のうち昭和50年代前半までの住宅につきましては、経過年数により建物の基礎部の老朽化が著しく、多大な修繕費が推計されることから、用途廃止による住宅解体の計画としているところでございます。

公営住宅は、公営住宅法にのっとり建設、管理しております。あくまで住宅に困窮している低所得者を対象としております。法の趣旨から、公営住宅の他の用途活用につきまして、現状を鑑みましても困難と思われるので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうからは、4点目の洋光団地の件につきまして御質問の要旨に従いましてお答えしたいと思います。

洋光団地にお住まいの方は高齢者が多く、独居や夫婦世帯も多い状況があり、75歳以上の独居や夫婦世帯の方、介護認定を受けている方には見守り支援の名簿登録を促し、ほとんどの方が登録しています。登録されている方には、状況に応じて健康や生活状況の確認を実施

しています。介護サービス、外出支援、配食サービスなどの福祉サービスを受けている方もいますので、定期的な見守りが行われているところです。

また、必要に応じて民生委員と協力を取るなど、生活状況を把握するよう努めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 最初に、空き家対策について伺っておきたいというふうに思います。

いろんな形のものが進められているという話を今、出されましたけれども、昨年でしたか、バンク登録は3件ほどという話もありました。この登録状況等あるいは相談状況というのはどの程度の状況なのでしょうか。

今また、希望者がいれば空き家を、バンクにのっとして購入のための協議ができるというような状況のところというのは具体的にあるのでしょうか。あれば何件ぐらいなのか教えていただきたい。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 空き家につきましては、空き家バンクに登録している物件をホームページに載せておりますけれども、今、何件かというのはちょっとお答えできませんけれども、昨年の相談会以降、空き家バンクに一度載せて、私ども仲介に入るわけではありませんで、買手と売手が直接やり取りしていただいておりますけれども、空き家バンクの抹消の届けが出てきたのが5件ございまして、これは全て、売買とか賃貸で契約が済んでいる物件です。

昨日、1件、穂別地区のほうで賃貸が決まったということで抹消の申請が上がってきたものがありますし、現在、鶴川地区の市街地の中でも1件、3月に契約を結ぶというところまで話が進んでいて、町外から町内のほうに移り住むというようなことも、現在、進んでいるところでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 本町、空き家対策の計画にもあるように、そういうものを取り引きする業者というのがないわけで、なかなか難しいところではあるんですけども、そういう中であって、どうやってこれだけの数ある空き家、本町にね、これをバンクに載せてもらうか、あるいは何らかの形で移動できるような形にしようというのは、改めてどんなふうなことを今考えていますか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 先ほどもちょっとお話しさせていただきました空き家対策担い手強化・連携モデル事業を昨年から実施しておりまして、この中で、去年は札幌市と町内で空き家相談会を実施しました。この空き家相談会のときに来られた方が空き家バンクに登録しているということが非常に多くて、この相談会を今年度も実施しますけれども、そういった中で、空き家バンクに登録してくださいということをPRしてきております。

その中から先ほど言いました売買だとか賃貸ということが決まっていますし、そのほか、去年は、年末に向けて空き家の持ち主に、胆振東部地震で住宅に町が困窮していますということをお伝えして、ぜひ空き家バンクに登録してくださいということもお伝えした上で登録に至っているところもありますので、今後も、空き家をお持ちの方ですとかそういった方にPRしていくということは必要だと思います。

あと、これはまだこの空き家担い手強化・連携モデル事業の中で話し合いをしているんですけども、空き家にしないという対策も一方で必要だというふうに考えています。というのは、例えば独居の世帯でいうと、当然、施設に入ったりお亡くなりになられたら空き家になるということが明白ですので、こういったところを今後どういうふうに行っていくかということが重要だというふうに考えていますし、空き家対策計画立てるときに、特措法で空き家対策の計画は何を入れていくかというのは決まっているんですけども、町独自として、その空き家をどう市場に出していくかという視点を入れた上で計画を立ててほしいということをおオーダーして計画を立てましたので、そういう意味で、今、国土交通省の事業を使って、担い手強化・連携モデル事業の中でどうやってやっていくかということを議論していますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ぜひ空き家にしないというので、なかなかやり取りとかで面倒あるかと思うんですけども、ぜひそのところは工夫してもらいたいなというふうに思います。

2つ目に、農業の関係で答弁がありましたのでお伺いします。

J Aと協議をこれからも続けてということなんですけれども、私が言うのも変な話なんですけれども、なかなかJ Aのほうとしても、やっぱり直接、事業体がそういう住宅対策で乗り出すというのは容易でないんじゃないかというふうに思っているんです。その点では、行政の側から何らかの対策、いろいろあるというふうに思っているんですね、空き家の中でも。公的なものも含めてですね。やっぱりそこら辺のところの具体的な対策というのは、行政と

しても考えていく、あるいは提起していくつもりなのかどうか、そこだけお伺いしておきたい。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 農業分野における住宅という、とりわけ私、今、課題として認識しておりますのは、労働力の確保と住みたい受皿となる住まいの確保という面で、JAさんの担当部門と課題を共有しながら対策の具体化に向けて検討しているというところは、先ほど申し上げたとおりでございますが、この部分についていろいろ考え方あるかと思えますけれども、一つ、今、検討材料として考えてございますのは、遊休の公有財産の部分で、何か有効に活用できる部分はないかといったところで御相談をしているというところでございます。

この間の具体例申し上げますと、その遊休地の活用という部分におきましては、先ほど申し上げました技能研修生の受入れに対して、それぞれ地域において受入れ団体が組織されておりまして、実は、そういったところは過去から賃貸という形の中でその活用を図っているところでございますし、また、今年度につきましては、ブロッコリーの生産の関係で、1つ、施設のほうをそちらのほうに活用していただいているという実態もございます。

今、賃貸ということをベースにしていろいろ活用を図ってきているところでございますけれども、そこは、一歩進んだような形での活用も図れないかというところを現在、いろいろと模索しているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 時間の関係で次にいきますが、老朽化した特に地域の公住ですね。

我が町には、穂別も含めると相当、それぞれの地域に公営住宅がございます。しかし、これ、大部分がもう老朽化してきて廃屋にする対象になっていくんだらうなというふうに思っているんですけども、こういう中で、寿命化計画というんですから、やはり生かせるものは生かしていくというふうにして、先ほどの新規就農だとかあるいは農業労働者として来たいというようなことなんかは、やはりこれは町なかだけではなくて地域とのつながりが随分多いんですよ、当然。ですから、そういうところでの住宅確保というのも大事なんです。

そういう点でいえば、今ある、例えば鵜川地区でいえば春日だとか有明だとかというのは、当然これは残していただいて、何らかの形でこれを生かしていくという、そういう取組が必要だというふうに思っているんです。私は、さらに言えば、宮戸地区での公住を取り払って更地にしましたけれども、やはりこういう地域にも、地域からこれ以上、人を減らさないと

いう点で見れば、そういうところも公営住宅という、一方で考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っているところです。それらについて御検討いただきたいというのが一つ。

それから併せて、洋光団地の関係なんですけれども、おっしゃるとおりに、高齢者や障害者、そういう人たちが残されてしまったということです。これは、言いたくありませんけれども、ある意味でいえば、行政の都合でここが残った。本当はここは、町内会なり共同体として地域がつくられていかなきゃいけないと思うんですけども、残念ながらこの地域は、これまでの流れから言っちゃえば、いわゆる面倒見る人がだんだんなくなっちゃった、残された人たちが大変なんだという地域になっているんですね。ですから、そういう中でいろいろと保健師さんを中心にやっていただいているというのも聞いておりますけれども、しかし、やっぱり中での生活は大変だという思いがあります。

そういったことを考えると、やはりここを全く新しくつくるという計画はないんじゃないかというふうに思っているんですけれども、その点についても答えがあればいただきたいんですが、そうでないとすると、ここ全体をケアハウスのような形にして、そしてそこで、何らかの福祉的な施策もしながら、ついに住みかとしてやっていただく、そういうふうなことを計画的に考えていっていいんじゃないかと思うんですけれども、それらを含めて改めて伺います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから公営住宅の長寿命化の計画につきましてお答えしていきたいと思います。

公営住宅の長寿命化の計画につきましては、基本となる国の指針が出されておまして、それに基づきまして、今、むかわ町の将来の人口推計をしまして、そこで公的借家世帯という数字を推計して出しております。

また、その中から、公営住宅のその場所にある立地環境等の社会的特性、また、建物の経過年数によるんですけれども、その建物の耐震性とか安全性という、それは物理特性というんですが、その2つから勘案しまして今後の住宅の活用を計画して、超寿命化の計画を立てているところでございます。

住宅の推計の数字としましては、現在、710戸ある形で管理しているんですが、これから560という推計の数字が管理戸数という形と、計画値を出しておりますので、その数値に基づきまして、今後、再編・集約化によりまして住宅戸数の適正な管理を進めるというところ

で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） それでは、2点目の洋光団地の利活用の部分で、公営住宅の部分のお話だったので私のほうからお答えしたいと思います。

洋光団地だけではなく、政策空き家として空いている住宅については、議員も御存じだと思うんですが、外壁はブロック造りでそんなに傷んでいるようには見えないんですが、内部に入りますと、壁、床、そして基礎、窓枠、もうかなり老朽化している状況であります。まして、屋根についてもかなり古く、補修の必要な状況になっているところです。

そういう中で、洋光団地については老朽化の部分で、安全上、防犯上、そして、改修に多額の費用がかかるということで、入居している住宅については、当面、管理を継続しながら、最終的には用途廃止をして解体するという計画になっております。

洋光団地の入居者につきましては、長年、居住している低所得者層の高齢者だとか、あと独居の方が非常に多く、なかなか他の公営住宅に移転するという部分でも難しい状況ではあるんですが、私どもも、入居の意向があれば安価の公営住宅等の紹介をしたり、あと、引っ越しについては助成制度もありますので、そういう部分を広報していきたいと思っております。また、団地だより等で広報等も実施していきたいなと考えているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） おっしゃることはよく分かるんですが、まず洋光団地の関係ですけれども、転居の希望があれば相談に乗るよという話でございますけれども、なかなかそうはならないのが実態じゃないかというふうに思うんです。実際問題として、そういうことが、今、残されている人たちの中で大部分出てくるというふうに思っておりますか。そこら辺のところをどういうふうに認識しているのか改めて伺いたいと思うんですけれども、私は、なかなか難しい話になるんじゃないかと思っているんです。

だとしたらですよ、公営住宅法だとかそういうことで考えちゃうと、もうそれはにっちもさっちもいかない、どうしようかという話になって、何とかなるまで待つぞという形にしかない。それじゃ、我が町の町の在り方として、保健福祉の在り方として本当にいいのかという問題が出てくると思うんです。

そういう点で、やっぱり何らかの形のものをつくって行って、そこにいる世帯の人たちも

立派な町民として、憲法25条にあるような文化的な生活ができるという状況をつくり上げてやるということが大事だというふうに思うんです。そういう立場に立つと何らかの対応が必要になるんじゃないかと思うんですけれども、改めてそういうふうな考えというのはないのかどうか伺います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 洋光団地、ずっと御指摘受けているところでありますけれども、議員おっしゃるように、住まわれている方、次の住宅等を紹介してもなかなか、転居に応じてくれる方がやっぱり少ないかと思います。あそこでも、最後までついの住みかとしていきたいんだと、長年住んできて、庭等も全部自分でやってきて住宅にも愛着があるというようなこともあって、なかなか多分、移らないんだろうと思っています。

そういった中では、町としても、あそこの住宅をこのまますぐどうこうということではなくて、今後に残しながら維持管理をしていく、住みたいという希望がある限りは、未来永劫というわけにはいきませんが、そういった希望には応えていく必要があるんだろうというふうには思っています。

議員おっしゃられた中で、高齢者住宅、そういった考え方については、その議論はちょっと違うところでまた検討していく考え方から必要かと思うんですけれども、あの場所で、今のもう50年以上、既にある住宅をそういったところに当てはめていくというのはちょっと難しいものがあるかと思っています。ただ、今の形はできるだけ維持をして、住まわれている方の望みに応えていきたいというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 何とかいい方法を考えていただきたいと思うし、改めて保健福祉の立場で、ああいうところの人たち、何らかの援助を、もっと強めるような方向を考えていただければなということを要望して、次の問題に移ります。

次は、介護、保健の問題です。

この問題では、まず第1点目には、先ほどもちょっと出ておりましたが、介護事業における8期計画の内容です。特に私は、保険料、給付サービス費等々の状況について、どういう内容になっていくのかということを伺っておきたい。そしてさらには、計画の進め方についても伺っておきたいというふうに思っているところでございます。

なぜこれを言うかといいますと、時間の関係で先に言っちゃいますけれども、20年たって、先ほども倍になったという話がございましたけれども、本当にこの保険料だけがどんどん高

くなるという実態の中で、言ってみれば、保険者である行政の側も、そういうふうな中に組みられるというような状況に今なっているんじゃないかと思っています。そういう在り方がいいのかということを含めて伺っておきたい。

2つ目には、介護保険事業の役割と町の保健・福祉事業の在り方の関わりについてということを出しました。

これは、今、1つ目に申し上げたように介護保険事業そのものが、20年たつ中で、特に2014年ぐらいから17年ぐらいまでの第6期だったのでしょうか、その頃から介護保険という、いわゆる保険に入って、そしてサービスを受けるという、そういう仕組みがすばっと変えられていって、いつの間にか介護予防、こういうふうなものが重点にされるというような状況になりました。そういう中で、いやいや、そういう予防なんていうのは大体、保健福祉の分野であるはずなんです、そもそもね。そういうものがごっちゃになってきたんじゃないかという感じがするんです。改めて、行政としてその辺どう捉えているかという形で伺うものであります。

3つ目には、コロナ禍での保健福祉事業計画、これは、先ほど1のところでも伺いましたからおおむねは分かりましたけれども、改めて答弁があれば伺っておくところであります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 3点目の介護、保健・福祉事業の関係の1点目でございます。

8期計画についてでございますが、現在は、国から示されておりますワークシートによる推計を実施している段階でございます。推計としては、65歳以上人口は、平成30年度以降、減少してきておりますが、75歳以上の方々がやや増える予測のため、介護認定者数は横ばいから微増と推計、給付サービスについても増えていくと考えております。

今後の進め方でございますが、推計値を基に保険料を算出、12月中に保健医療福祉推進協議会で計画案を協議し、1月から2月初旬頃にパブリックコメントを実施して決定していくこととなります。

2点目についてでございますが、介護保険計画は、まちづくり計画、保健・福祉の各計画と整合性を図りながら策定されているところでもございます。介護、保健、福祉というのが連携しながら取組を進めているところでもございます。

3点目につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で日程変更や一部中止をした事業もありますが、事業全般において、コロナ感染予防対策を徹底しながら、可能な範囲で実施しているところでもございます。

介護や保健・福祉の事業につきましては、震災やコロナウイルス感染症などに影響を受けている現状を踏まえた上で今後の計画を立案し、推進していくところでございますので、御理解を願いたいと思います。

なお、先ほどの住宅関係に関わるところでございますが、この8期の計画の中においても、大きな基本テーマというのが、誰もが、住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるまちづくりということでございます。この中の項目におきましても、洋光団地も含めて、住まい、そして見守りといった大きな視点がありますので、こういった中での協議、議論というのが出てくるものと捉えているところでもございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

まず最初に、1の保険料等々に関わってお聞きをしたいなというふうに思っていますが、今の段階は、国からのワークシート等に基づくそういうものの流れの中でということであります。そういう中でいうと、大体見通しとしてはどんな状況なのか、その辺はつかめているんでしょうか、現段階で。その辺があるかないか、あるいは、そこらに対して、町の課題と併せていくとどのようなことになっていくかなという、そういうふうな取組、進め方というのはできているんでしょうか、その辺についてまず伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 介護保険料につきましては、今説明しましたとおり、ワークシートのほうに今入力しながら、お金のほうも含めて計算をさせていただいているところです。今後につきましては、今、算出されている数値を基に、基金の在り方だったりとか、そういうところも含めて保険料の案を出していく形になっていきます。現在の段階での金額というところについては、今はまだ公表できないところになっております。

あと、町の計画と併せてというところですが、地域ケア推進会議等で、今ある介護保険の状況であったりとか、むかわ町での課題というところはいろいろと出されているところがありますので、そちらのほうの課題と併せながら、あとは、日常生活圏人数調査を春に実施しておりますし、そちらのアンケート調査、それから、見える化であったりとか国保のデータベースシステムのほうとかを活用しながら、いろいろなデータを基にしながら、課題を整理した上で計画のほうを立案していく予定になっております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） そのこのところはあまり聞いてもそれ以上のことは出てこないんだろうというふうに思いますが、この間の議論をいろいろ聞いていますと、我が町のこの介護事業の実態として、施設型がやっぱり両方にあるということもあって、そういうところへの費用高というのがあって、居宅的なものが少ないなという話もございました。

そういうようなことで、何が問題だというふうに感じて、居宅がこれからの課題になるだろうというのは、どういうふうな点からそういうことが言えてくるのかなというふうに思うんですけれども、そこら辺、改めてちょっとお伺いしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） むかわ町の今の介護の現状といたしましては、要介護3から5の重度の介護者の方が減ってきている状況が、人数的にも減ってきている状況がありまして、今、むかわ町内には2か所の特別養護老人ホームがありますが、そちらの特別養護老人ホームのほうは要介護3以上の方が入れる施設となっております。

ただ、今、そちらの要介護3から5の方が減っているという状況の中では、要介護1、2の方、少し軽度ですけれども、ただ、在宅で過ごすのも厳しくなってきたような方がいらっしゃるんですけれども、そういう方々が入所できる場所がむかわ町内には少ないというのが現状として出ているところがあります。そういうような方々につきまして、要介護1、2の方につきましても特別養護老人ホームに特例入所という形で入居することができまして、今、そういう形で入っている方がむかわ町内でも結構多くいらっしゃる状況があります。そういう中で、本当にその方の状況に合わせた施設がむかわ町内にあるということが理想ではあるかなと思っております。

というところで、今、居宅のほうのサービスが少ないというところでは、やはり施設のほうに入られていて在宅にいる方が実際ちょっと少ないというところもありまして、そういうところで在宅のサービスが拡充していかないというようなところも一つの課題として挙げられておりますので、在宅のサービスを増やししながら、少しでも長く家で過ごせるような環境づくりであったりとか、施設のほうで、その人の介護度、状況に合わせた施設というところの整理ということが理想としてはあるかなと思っております。

ただ、これを進めるに当たってはいろいろな課題とかもありますので、そういうところを整理しながら順序立てて進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私のほうの時間がなくなってきたので質問をちょっと省きますが、今、在宅が少ないということで、その介護の在り方も増やすというか、そういうことも考えてという話がありました。

そういう点で、私、居宅の関係が少ないという状況を聞いたときに、これは、うちの町ってとんでもないことしているのかなというふうに思ったりもしたんです。なぜかという、それは、介護の第6期から第7期にかけて、特に第7期の中には、介護1、2のホームヘルプサービスを物すごく減少させるとか、そういうふうな内容が、改悪がありました。そういうことが影響していないのかなという感じを私は受けたりしているんです。

そこら辺のところを、ちょっと時間あるからもう一回、そういうことはなかったのかどうか聞いておきたいというふうに思うんです。その量的なものが分かれば一番いいんですけれども。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私の押さえの中では、議員のおっしゃられた要介護1、2の方のヘルプサービスのほうを調整したというような意味かと思うんですけれども、そのような内容はなかったかなというふうに思います。

要支援1、2の方については、総合事業が開始された平成29年度からヘルプサービスの形が変わってはいっておりますけれども、ただ、うちの町としましては、今までの現行相当で全て行っておりますので、特に内容的には変わってはおりませんので、それが変わったから減ったとかそういうことではない状況です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 時間がなくなりましたから最後にしますが、今度、第8期に向けて保険料も引き上げという形が、今、全国的な形の中で出されてきています。実態として見れば、保険料を払っているんだけど、多くの方が要支援を外されたり、介護1、2が今度、大分減らされてという状況の中で、介護を受けられないという事態が一方で広がるという形になっています。そういう形が第8期の中に持ち込まれないようにぜひお願いしたいなというふうに思っているんです。

これは、行政の責任じゃなくて、まさに今の国の責任なんですね。20年間の中でサービスを減らしたというような、そういうものがあります。そういうものについてはやっぱり本来の、最初始まったときには我々も、これこそが自治事務だと。今は委任事務みたくなってきましたけれども、この介護の事業こそが自治事務だということで自治体の皆さんも本当に一

生懸命頑張られて、横出しのサービスだとかそういうのをいろいろ議論をしました。そういうのが今すっぱりなくなってくるような状況になっています。そういうこの制度改悪が進む下ですから、それらにきちっと地元からの意見も反映させて取り組んでくださることを求めて、私は質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（小坂利政君） 答弁は要らないですか。

○11番（北村 修君） 要らないです。

○議長（小坂利政君） 答弁なしとします。

〔「じゃ、答弁をお願いします」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） じゃ、せっかくですから、竹中町長、お願いします。

○町長（竹中喜之君） この間の町としての頑張りという表現が出たので、あえて答弁をさせていただければと思います。

今後、12月に向けて協議あって、その後にまた議員の皆さんの全員協議会等々で実績等々があらわになるかと思いますが、要介護認定者数というんでしょうか、一つでございますけれども、この間、基礎数値となる3年間で、例えば全道では20%、町においては15から16で推移しているところでもございます。これは、手前みそではございますが、担当、そして包括支援センターの皆さんの介護予防だとか重症化の取組が、数字上、ここに現れているのかなというのが一つ。

それと、議員御案内のとおり、今回の8期に向けてのその以前の3か年の期間というのは、それぞれの数値見てお分かりかと思うんですが、我が町にとって、あの一昨年の震災、さらには今のコロナと、こういった状況のあった3年間であるかと思います。特に変動の大きい施設サービス等々、こういうことも踏まえながら、今後に向けてですけれども、繰り返しますが、ここに住んでいる住民の皆さんがしっかりと向き合った中で、地域力というのを強化する。そして、介護予防の展開、地域包括ケア会議に地域として参加ができる。そして、地域に寄り添う、さらには地域そのものが頼られる存在、こういうことが期待されるのかなと捉えているところでもございます。

先ほど御提案のありましたように、地域にとって分かりやすい、より効率的な実践ができるよう、しっかり目標を統一しながら、連携した動きをつかまえていきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日の開会時間は午前10時とします。

大変御苦労さまでした。

散会　午後　3時40分

令和２年第４回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第２号）

令和２年１２月１０日（木）午前１０時開議

町長提出事件

- 第 １ 議案第８１号 むかわ町道の路線の廃止に関する件
- 第 ２ 議案第８２号 業務委託契約の締結に関する件
- 第 ３ 議案第８３号 むかわ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案
- 第 ４ 議案第８４号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 ５ 議案第８５号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 ６ 議案第８６号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 ７ 議案第８７号 むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 ８ 議案第８８号 むかわ町鶴川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 ９ 議案第８９号 令和２年度むかわ町一般会計補正予算（第８号）
- 第１０ 議案第９０号 令和２年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第４号）
- 第１１ 議案第９１号 財産の取得の変更に関する件

議員等提出事件

- 第１２ 認定第 １号 令和元年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第１３ 認定第 ２号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第１４ 認定第 ３号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第１５ 認定第 ４号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第１６ 認定第 ５号 令和元年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第１７ 認定第 ６号 令和元年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第１８ 認定第 ７号 令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第１９ 意見書案第 ９号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義

務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
(案)

第20 意見書案第10号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

第21 意見書案第11号 2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める
意見書(案)

第22 所管事務調査報告の件
(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)

第23 閉会中の特定事件等調査の件
(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)
(議会運営委員会及び議会広報委員会)
(恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1番	東 千 吉 議 員	2番	舞 良 喜 久 議 員
3番	山 崎 満 敬 議 員	4番	佐 藤 守 議 員
5番	大 松 紀美子 議 員	6番	三 上 純 一 議 員
7番	野 田 省 一 議 員	8番	三 倉 英 規 議 員
9番	星 正 臣 議 員	11番	北 村 修 議 員
12番	中 島 勲 議 員	13番	小 坂 利 政 議 員

欠席議員(1名)

10番 津 川 篤 議 員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男

総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課参事	戸 嶋 英 樹	総務企画課主幹	梅 津 晶
総務企画課主幹	柴 田 巨 樹	総務企画課主幹	菊 池 功
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課主幹	菊 池 恵 美
健康福祉課長	藤 江 伸	健康福祉課主幹	今 井 喜代子
健康福祉課主幹	熊 谷 伸 一	産業振興課長	酒 卷 宏 臣
産業振興課参事	太 田 剛 雄	産業振興課主幹	高 木 龍一郎
産業振興課主幹	藤 田 浩 樹	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課主幹	江 後 秀 也	建設水道課主幹	佐 藤 琢
会計室主幹	松 本 和 香	地域振興課長	石 川 英 毅
地域振興課主幹	長谷山 一 樹	地域振興課主幹	菅 原 光 博
恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦
地域経済課長	吉 田 直 司	地域経済課主幹	藤 野 真 稔
地域経済課主幹	西 村 和 将	国民健康保険 穂別診療所 主 務 所 長	西 幸 宏
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	八 木 敏 彦
教育振興室長	田 口 博	生涯学習課主幹	松 本 洋
生涯学習課主幹	佐々木 義 弘	選挙管理委員 会事務局 長	成 田 忠 則
農業委員会 事務局 長	東 和 博	農業委員 会 支 局 長	藤 野 真 稔
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

事務局職員出席者

事務局 長 今 井 巧 主 査 長谷山 美 香

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第1、議案第81号 むかわ町道の路線の廃止に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 議案第81号 むかわ町道の路線の廃止に関する件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本件は、むかわ町穂別和泉において、旧和泉小学校教職員住宅売却に伴い町道用途が滅失したため、道路法第10条第1項及び第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明の都合上、別冊の議案説明資料の図面により説明いたします。

議案説明資料1ページをお開き願います。

廃止しようとする路線でございますが、むかわ町穂別和泉、旧和泉小学校東側に位置します和泉4号線でございます。

起点、勇払郡むかわ町穂別和泉108番地3地先から、終点、勇払郡むかわ町穂別和泉109番1地先、道路延長126.92メートルの町道路線を廃止するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） おはようございます。

ただいまの和泉町道 4 号線、これですけれども、実はちょっと登記簿謄本を取らせていただきました。

この町道の地番なんですけれども、108 番の 3 でございました。これは、普通財産の売却処分の土地と同じ地番、いわゆる一筆でございます。ということは、既に、登記簿謄本を見ますと、今年の 9 月 24 日、善意の第三者に、行政手続き、正規な手続きで売却をしておりますけれども、そのときに、一筆として町道も同じ地番で処分をしてしまったという内容であろうかというふうに推測がされております。

そういう部分のことでちょっと質問なんですけれども、2 つありますけれども、1 つは、町道がそこにあって売却をしたことに問題がないというふうに認識しているのかが 1 点です。

それからもう 1 点は、9 月 24 日に善意の第三者に売却をして、移転登記は 10 月 23 日にされておりますけれども、今は 12 月の定例会ということで数か月たっております。個人の所有になったところの町道の廃道についての部分というのはどうなのかというふうに私思うんですけれども、その点についても問題なしと認識しているのか、この点を伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ここは一筆になっているところでございまして、区域的に町道に認定をしていたというところでございます。ここは、町有施設があるということで、町の教員住宅があるということで町道認定というふうになった経緯だというふうに思いますけれども、そこが今後利用されなくなるということで、公道としての機能が廃止をされるというところであります。そういったことから、将来的な廃止処分を前提とした形での売却ということで売却したものでございます。

ちょっと事務手続的に町道廃止の提案が遅くなったというところがございますけれども、そういった前提で売却したものというふうに考えておりますので、事務手続上の遅れはありますけれども、問題ないというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号 むかわ町道の路線の廃止に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第2、議案第82号 業務委託契約の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 議案第82号 業務委託契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページ、別に配付しております議案説明資料3ページもお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条に規定する予定価格が5,000万円以上の委託業務に係る契約となることから、議会の議決を求めるものでございます。

業務の内容につきましては、クラウド方式を活用した新システムの導入に係る情報配信設備、いわゆるセンター設備のクラウド化と、IP告知端末及びスマートフォンで情報を受け取るためのアプリケーションの開発整備、情報告知端末の配置、さらに、これらシステム整備後の保守を含めた地域情報告知端末等整備事業でございます。

業務箇所につきましては、情報告知端末設置業務が穂別地区のみとなりますが、スマートフォンアプリによる情報提供はむかわ町全域を対象としております。

委託期間につきましては、システムの整備業務は2か年で実施いたしますが、整備完了後、向こう5年間の保守費用を委託業務費用に含んでおりますことから、令和8年7月31日までとするものでございます。

当該業務につきましては、本町が加盟しております情報通信基盤利用促進協議会が、共同調達による費用の抑制と機能の充実を目指して、共同プロポーザル方式により事業者を選定しており、同事業者を選定することで、共同調達の利点を生かして安価に整備実施が可能であることから、一者特命随意契約による見積り合わせを行い、結果、1億9,961万6,000円、税込みで2億1,957万7,600円をもちまして、東京都千代田区内幸町2丁目1番6号、ジャパングルキャスト株式会社代表取締役会長兼社長、藤原 洋に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税込み2億20万4,400円、税込み2億2,022万4,840円で、落札率は99.71%となりまして、11月20日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第82号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 大変望んでいたアプリの開発ということで大変うれしく思っていますが、そこで、5年間の保守契約の内容についてちょっとお尋ねさせていただきます。

アプリをつくっていただいて、例えばアップロード、不具合があつて中身を変えてもらうなどというものが保守契約の部分に入っているのか、アップロードの分とか、一回一回お金がかかりますよというものなのか、その辺を確認させてください。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、山崎議員がおっしゃられましたとおり、今後5年間このアプリケーションを使っていく中で、いろいろな不具合ですとか、そういったものの保守といいますか、そういうメンテナンスといったものもこの保守の中には含まれてございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 何点か。

今、随意契約になった経緯というのは説明が若干あったんですけども、ちょっとどの程度の町村数、何か所だったのかというところが実名分かれれば、たくさんあるのであれば実名は要らないですけども、何町村ぐらいでこの価格になったのかということ。

それと、導入するときの財源の内訳の予定というか、それも教えていただきたい。

それと、5年後、5年たったらどうする予定なのか。そこも5年たつと使えないものになっているのか、その辺を含めて展望があれば。

保守の関係は今お話出ましたけれども、一番危惧されるのは、契約の中で、何らかの形で動かなくなったときに、使えなかったときにどういう契約にしているのかということに対応できなかった、肝腎要のときに使えなかったとか、あるいはいろんなことあると思うんですけども、その辺の契約はどういうふうにしているのかというようなのもちょっと気になります。

それと、これにはハードの財源が入っていない。穂別地区のほうは情報端末の交換が必要になってくると思うんですけども、それも併せて同時に行うということで考えればいいのか。そのハード導入時の財源の内訳ももし今分かれれば、どういうことを予定しているのか、告知端末の導入はいつ頃になるかということも含めてお答えいただければと。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

まず、このプロポーザル、この協議会のほうで実施したときには6町村を選定してございます。喜茂別町、厚岸町、滝上町、幌加内町、当別町、月形町、これらの部分で、導入を予定している自治体6町村でプロポーザルを行って、この業者を選定しているというような状況になってございます。

それから、導入の財源でございますけれども、前回、全員協議会の中でも御説明を申し上げているかと思いますが、先に5年後の取扱いの部分からちょっとお話しをさせていただきたいと思います。今回、整備をするに当たって、保守についてはまずは向こう5年間という形にしておりますけれども、この機器については5年で使えなくなるというものではございませんので、その時点になった段階でまた継続して契約を結んでいくというようなことも視野に入れながら現在検討しているところでございます。

それから、何らかの形でもし動かなくなったような場合どのような対応をするのかという

ことでございますけれども、それらの何か不具合が生じた場合、これは、今回、導入整備を
していただいております業者のほうで現地に来る場合もございますし、また、クラウドです
ので、会社のほうからリモートで直すといったような中身になってございます。

それから、現在、穂別地区で使用している情報端末、それと新しく入れる情報端末、そこ
を交換も含めてやるのかということでございますけれども、当然、今使われている情報端末
から新しいものに変わりますので、その機器の取り外しも業務の中に含めております。入っ
ています。

それと、導入の時期でございますけれども、今年度については、前回、全員協議会の中
でも御説明させていただきましたけれども、まずはアプリ開発の部分を先行いたしまして、そ
して、機器、アプリについては令和3年の遅くとも4月には導入をしていくということと、
あと、情報端末のほうにつきましては、令和3年7月31日までに全ての整備業務を終了する
予定になってございますので、それまでの間に設置をしていくというようなことで今進めて
いるところでございます。

あと、財源の内訳につきましては財務のほうからちょっとお答えいたします。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、今回の地域情報告知端末等整備業務に係る
財源の内訳について御説明したいと思います。

情報端末の整備に係る業務の予算につきましては、10月16日開催の第6回臨時会におきま
して予算の議決をいただいたところでございます。事業につきましては2か年事業となるこ
とから、継続費ということで、令和3年度、有利な財源を取れる事業配置としておりまして、
今年度の予算につきましては9,178万2,000円ということで、令和2年度は9,178万2,000円、
令和3年度に1億2,844万3,000円ということで、合計2億2,022万5,000円という総額で議決
をいただいているところでございます。

財源の内訳につきましては、令和2年度、今年度の9,170万円のうち、4,500万円につしま
しては新型コロナ感染対応地方創生臨時交付金、3,000万円につきましては情報通信施設営
繕基金繰入金ということで特定財源を設けておりまして、残るものは一般財源となるところ
でございます。

また、今後の契約で年度割りをするんですが、令和3年度に係る事業費の財源としまして
は過疎対策事業債を充てたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 先ほどプロポーザルの町村名の部分で、ちょっと私のほうで間違いがございましたので、再度その部分、申し上げたいと思います。

プロポーザルを行ったときに参加した市町村、幌加内町と喜茂別町、月形町、鶴居村、厚岸町、この5町になってございます。大変失礼いたしました。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ということは、これ、それぞれの市町村で例えば単価違うんですかね。契約の方法違うから違うのかな。情報端末持っているところもあるから、その辺比較されているのかということ。

それと、これ、情報端末の金額も入っているということ、ちょっと私も失念していたんですけれども、ということは、これの実際の現地の保守というのは入っていないんですよね。情報端末の保守というのはどこが、ここの会社にするというわけではないですよね。ハード的な現地での保守は必要になってくると思うんですけれども、その辺どういうふうになっているのか。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 先ほどの端末の単価でございますけれども、これ、協議会で町村共同でやってございますので、全ての市町村同一の単価になってございます。

それから、現地の保守ということで、これは機器の保守の部分についても入ってございます。整備業者のほうで対応するということになってございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） そうしたら、現地に常駐するんですか。誰か常駐して、そこの社員がやるという形になるんですか。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） この事業者さんが実はむかわ町のほうに住所を移して、常駐をして整備完了するまで対応していただけることになってございます。

それから、今回契約する事業者につきましては、本社が東京でございますけれども、これから北海道のほうに支店を置いて、その中でそういった対応が生じた場合に対応できるように、今、社内で準備を進めているということで聞いてございますので、そういった場合についても事業者がこちらの地域に出向いて、そして対応していただけるということで、今、協議を進めているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号 業務委託契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第3、議案第83号 むかわ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第83号 むかわ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案集は5ページから8ページとなっておりますが、説明の都合上、お手元に配付しております議案説明資料により御説明を申し上げます。

議案説明資料の5ページをお開きください。

1、例規整備の趣旨の部分でございますが、本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律が本年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されることとなったことに伴い、新たに条例を整備するものでございます。

2、公職選挙法の一部を改正する法律の概要の部分でございますが、このたびの公職選挙法の一部改正においては、町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、町村議会議員

選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁、町村議会議員選挙における供託金制度の導入の3点について改正が行われております。

1点目の町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大においては、自治体が条例で定めるところにより、一定の金額の範囲内で、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、選挙公営の対象として拡大が図られたものでございます。

これまで、市町村では、市議会議員選挙及び市長選挙においてのみ条例により選挙公営の対象とすることが可能であり、町村議会議員選挙及び町村長選挙においては、一般的に、選挙運動区域が狭い、選挙運動期間が短い等の理由から選挙公営の対象とはなっておりませんでした。今般の改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙においても、条例を制定することにより、それぞれ選挙公営の対象とすることが可能とされたものでございます。

2点目の町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁においては、町村議会議員選挙において、候補者が選挙運動のためビラを頒布することができるようになったものでございます。

これまで市町村では、市議会議員選挙及び市長村長選挙のみであった選挙運動用ビラの頒布が、今般の改正により町村議会議員選挙においても解禁され、頒布できるビラの上限枚数が1,600枚とされたものでございます。

3点目の町村議会議員選挙における供託金制度の導入においては、これまで町村長選挙までであった供託金制度が、選挙公営の拡大を踏まえ、今般の改正により町村議会議員選挙においても対象の拡大が図られ、供託金額が15万円とされたものでございます。

なお、供託物の没収点は、市議会議員選挙と同様に、議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の10分の1とされているものでございます。

次に、3、新たに制定する条例の概要の部分でございますが、条例に規定する内容につきましては、第1条に、趣旨規定として規定事項の内容を明記し、第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用の公営の規定として、一般乗用旅客自動車運送契約、いわゆるタクシー方式の場合と、選挙運動用自動車賃貸借契約、燃料供給契約、運転契約を個別に行ういわゆるレンタカー方式の場合における、それぞれの契約締結の届出規定、公費負担額及び支出手続の規定について明記するものでございます。

それぞれの上限日額につきましては、議案説明資料に記載のとおりでございますが、公職選挙法の規定における上限額と同額としております。

第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの作成の公営の規定として、契約締結の届出規

定、公費負担額及び支出手続の規定について明記するものでございます。

町村議会議員選挙における上限枚数は1,600枚、町長選挙における上限枚数は5,000枚としており、上限単価はいずれも1枚当たり7円51銭とし、それぞれ公職選挙法の規定における上限と同様としているところでございます。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成の公営の規定として、契約締結の届出規定、公費負担額及び支出の手続の規定について明記するものでございます。

上限枚数及び上限単価につきましては議案説明資料記載のとおりでございますが、こちらにつきましても、公職選挙法の規定による上限と同様としているところでございます。

第12条につきましては、細目的事項の他例規への委任規定を明記してございます。

続きまして、説明資料の6ページをお開き願いたいと思います。

4、近隣町等の例規整備状況の部分でございますが、北海道選挙管理委員会の取りまとめによる道内各町村の整備方針では、多くの町村において、本年度、令和2年度中に条例を整備する方針を固めている状況でございます。

次に、5、その他の部分でございますが、本条例の施行日につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日として、施行日以降に告示される選挙から適用されることとなるものでございます。

また、公職選挙法の改正による地方選挙における選挙公営と供託金の状況につきましては、説明資料6ページにあります表のとおりでございますが、太枠で囲んだ部分が今回の改正により変更となる部分でございます。

以上、議案第83号の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから議案第83号 むかわ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第4、議案第84号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 議案第84号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布により、むかわ町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

説明の都合上、別冊議案説明資料7ページをお開き願います。

むかわ町国民健康保険税条例の改正概要により御説明いたします。

1つ目の改正の趣旨につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、むかわ町国民健康保険税条例について一部を改正するものでございます。

2つ目の改正の概要でございますが、今回の改正につきましては、令和3年1月1日施行の給与所得控除等から基礎控除への振替等、個人所得課税の見直しに伴い、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯につきまして、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、国民健康保険税の影響や不利益が生じないようにするための措置として、軽減判定基準を引き上げるものでございます。

第23条では、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除相当分の基準額を現行33万円を43万円に引き上げるとともに、被保険

者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるもので、軽減種別ごとの内容につきましては、表に記載しております改正後の軽減基準のとおり改正するものです。

附則第4項については、軽減判定基準の改正に合わせた規定の整備を行うものです。

今回の改正は、国民健康保険税に不利益が生じないようにするための措置として改正されるものであり、軽減額への影響は出ないものと考えております。

なお、本改正条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料の8ページから10ページに記載してございます。

議案書の9ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は令和3年1月1日から施行し、この条例による改正後のむかわ町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第84号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから議案第84号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第 5、議案第85号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（菅原光博君） 議案第85号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案の御説明をさせていただきます。

議案書11ページ、議案第85号をお開き願います。

この改正は、令和 2 年 3 月 31 日公布の地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、地方税の延滞金の割合等について見直しがされ、介護保険料の延滞金割合の特例については地方税法を準用しておりますことから、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料の11ページ新旧対照表をお開き願います。

附則第 7 条中、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものです。

議案書11ページにお戻り願います。

本一部改正条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから議案第85号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第86号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 日程第6、議案第86号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書13ページ、議案第86号をお開き願います。

この改正は、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の改正が行われております。その改正に合わせ用語が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

説明の都合上、議案説明資料集13ページ、議案第86号資料の新旧対照表をお開きいただき、新旧対照表を見ながら改正箇所を読み上げさせていただきます。

附則第3条中、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」改正するものであります。

議案書13ページ、議案第86号にお戻り願います。

附則において、令和3年1月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 議案第86号の関係でありますけれども、さきの85、84号と、総じて地方税法の改正に伴う形という中で出されたものだというふうに思います。

そこで、ここで一括して質疑をさせていただきますが、一つは、内容的には、基礎控除額、いずれも33万円というものを43万円にしてという形が共通しているところなので、これは単純に、これまでの基礎控除額の在り方が現在の給与所得等との関係の中で矛盾が生じてきたという中でそういうふうに引上げとなったという、単純なことでいいのかということを確認をさせていただきたいのが一つであります。

また、これらは共通して翌年の1月1日施行としているわけなんですけれども、この理由については、この基礎控除が来年度の試算等々に反映できるようにということをやったのか、そういうことも含まれているのかということを含めてちょっとお伺いしておきたい。

○議長（小坂利政君） 質問者に申し上げますが、今の質問の内容について既に終わっている内容であります。その確認だけさせていただきたいと思いますが、それでも質問されますか。

〔「何が終わっているのですか」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 84号で、今、議論の中身については終了している。

〔「85は終わった。今度、86はやっていて、ここも同じように基礎控除額に関わる内容だと思っているんですけれども」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 改めて答弁させますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） あくまでも今回のこの86号につきましては延滞金の部分という形になります。これが1月1日からという部分につきましては、税の年度につきまして1月1日から12月31日までというくくりになっていることから、この条例の施行を令和3年1月1日からということにしております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） その1日の理由というのが聞きたかったんだけど、そういうことなのかなというふうに思います。

今いろいろ出ましたので、ここでちょっと後期高齢者に関わって質問させていただきたいというふうに思います。

今度、特例基準というのが、延滞というのが頭につけられたというのは私はちょっと疑問に感じたんですけども、それはそれで一つの理由があるんだろうなというふうに思っておりますが、もし分かれば教えていただきたいというのが一つあります。

それから、それらと関わってこの延滞ということになると、今年は昨年までと違った形になってきています。そういう状況があるということで、その状況がどうなったのかということについて1つ2つ質問したい。それは、後期高齢者の中で20年度から9割軽減がなくなりました。8.5割軽減についてもこの10月からなくなりました。こういう状況で、保険者の皆さん、被保険者の方々の負担が、支払いが大変だというふうに思っているんですが、そういう状況についてどんなふうに見ておられるかということをお伺いしておきたいということが第2点です。

それからもう一つは、こうした状況の一方で、今、問題になっているのは後期高齢者の保険料の負担であります。2割負担という問題が出てきました。その金額をどうするかということで、180万がいいのか、200万がいいのか、240万がいいのか、5つぐらいの構想を出して、いずれにしても勝手な、党利党略みたいな形だというふうに私は思っておりますけれども、いずれにしても保険料は引き上げられるという状況に来ておると思います。

私は、これはあってはならないんじゃないかと思っています。やはりこういう地域から、そういう引上げはやるなということを要請していく必要があるのではないかと考えておりますが、行政としてはどんなふうを考えているか、この点についてお伺いしておきたい。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、延滞金とついた部分につきましては、基本的に、通常であれば延滞金と還付加算金等ということになると思うんですけども、町が関わる後期高齢者の部分で該当するのは延滞金だけということで、ここに延滞金という形になっております。

また、それ以外の今後の後期高齢者という部分ですが、町村等に通知等はまだない。これからいろいろと通知が来るかと思うんですけども、適切に対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「今の答弁では聞きたいことに全然答えられていない」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） お答えさせていただきます。

議案第86号の資料の新旧対照表にも出ているんですけども、もともと括弧書きのところ、題目のところに、現行、改正案両方とも「延滞金の割合の特例」という表題がついているんですけども、中身については、あくまでも延滞金の割合の特例についての説明でございます。そして、租税特別措置法等で用語が変更されたことから、「延滞金特例」という名前に文言を改正させていただいているところでございます。中身については変わらないという部分でございます。

それと、あくまでもこれは延滞金の部分で、保険料自体での部分とはまた別なものというふうに押さえております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから議案第86号 むかわ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

場内換気のためしばらく休憩します。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第87号 むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 議案第87号 むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書15ページ、議案第87号並びに議案説明資料15ページから17ページの新旧対照表をお開き願います。

本件は、現在建設中のイモッペ生活館の整備に伴いまして所要の改正を行うものです。

まず、第3条の表に「イモッペ生活館」の項を加え、別表及び別表摘要欄の表、「地区生活館」、「集会室」の項の次に「多目的室」を加え、使用料を区分ごとに加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

〔「手を挙げています」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） すみません。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 1点だけちょっと確認させていただきますけれども、生活館の利用料の形態についてお伺いいたします。

生活館の区分として、今、説明ありましたように、中央生活館とあと地区生活館というふうに区分されてそれぞれ料金設定しておりますけれども、今回、イモッペ生活館は地区生活館という位置づけであります。

中央生活館の場合は細部にわたって利用料が設定されていますけれども、地区生活館は集会室、多目的室と和室というふうな利用設定となっています。その辺の中央生活館と地区生活館の区分の根拠というか、そこを改めて伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 答弁調整のため休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時15分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 御質問にお答えさせていただきます。

まず、中央生活館と地区生活館の違いについてなんですけれども、むかわ町に中央生活館は1つということございまして、既に穂別地区に中央生活館がございます。ですので、イモッペ生活館は地区生活館という区分になります。

もう一つの御質問がありました部屋の利用料につきましては、中央生活館、地区生活館の部屋の数と面積の区分によって定められております。

以上で説明を終わります。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 分かりますけれども、例えば、今回、イモッペ生活館の床面積という
か、500平方メートル以上あるんですけれども、中央生活館は659ですよ。だから、その面
積の違いなのか。先ほどむかわ町においては中央生活館は1館という位置づけだということ
だったので、その根拠も改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 中央生活館の定義というものにつきましてなんですけれど
も、むかわ町全体で中央生活館は1つというルールでございまして、こちらは道のほうに確
認しております。町に中央生活館は1つということでございます。

〔「面積は関係ない」と言う人あり〕

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 面積については関係はございません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 分かりました。

であれば、これまで道の補助金を受けて生活館を運営されてきましたね。むかわで11館あ
って、大ざっぱな計算で1館当たり70万ちょっとの道からの補助を受けているんですけれど
も、その中央生活館という位置づけと地区生活館という区分けの中で、道の補助金というの
が変わってくるんだろうか、その辺もう一回確認しておきます。

○議長（小坂利政君） 答弁調整のため休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時24分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） 大変申し訳ございませんでした。

まず、中央生活館と地方の地区生活館のことですが、先ほど答弁させていただい
たとおり、町において1つしか中央生活館は設置できないということになってございます。

それで、道からの補助の関係でございますが、この中央生活館、また地区生活館、区別なく補助がされているということでございます。また、補助の内容の違いとしましては、中央生活館には相談員が配置されているということでその違いがございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、大松議員。

○5 番（大松紀美子君） 関連で聞かせてください。

鵜川地区の私たちは、ムペツ館を中央生活館というふうに認識していたんです。でも、ここにはムペツ館は中央生活館としては載っていないんですけれども、そのムペツ館というのはどういう扱いになるのか。

それから、イモッペ生活館ができるとムペツ館の相談員の方々も移るのではないかと思います。そうすると、ムペツ館の扱いというのはどういう扱いになるのか。ふれあい町民会館とかそういったものになるのか。その辺の区分がよく分からなくなっちゃったんですけれども、分かるように説明してください。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） ムペツ館につきましては、生活館ではなくて町民会館でございます。仁和会館とか松風のふれあい会館と同じように町民会館で、生活館の位置づけはたしか23年ぐらいに変えて、あくまでも町民会館として対応しているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5 番、大松議員。

○5 番（大松紀美子君） 中央生活館という名称と地区生活館という名称と町民会館という名称で、使う町民は別にどうでもいいんです。それで、そういう分け方をしているというのはなぜなんですか。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから生活館と町民会館の区分についてお答えさせていただきます。

生活館につきましては、道の補助金、生活館整備事業の補助金を活用したものを、以降、町が運営するために、今度は道の運営補助金なんですけれども、それが該当する。根本的にはその整備補助金で整備したものが生活館です。それ以外の財源を使ったものは町としては町民会館として位置づけしております。区分としてはそういう区分です。

○議長（小坂利政君） 5 番、大松議員。

○5番（大松紀美子君）　そういうことになるんでしょうね。ただ、使う側の町民としたら、中央生活館と地区生活館と町民会館で料金が同じでも私はいいのではないか、安く使えるのがいいのではないかというふうに思うんです。

今、私よく分からないんですけれども、ほかの資料ないので。料金としては違いがあるとすれば、違う設定ですよ、ここだけで見ればね。その町民会館がどうなのかというのは覚えていないので分からないんですけれども、それを統一して、例えば、町民にとって安いほうがいいわけですから、そういう設定にならしていくとかという考えはないんですか。なぜそうなっているのかも含めて。

○議長（小坂利政君）　萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬　純二郎君）　生活館も町民会館も基本的には、例えば10畳ぐらいの和室であれば幾ら、基本は面積で料金を算定しています。ただ、建物によって8畳と10畳と7.5畳とかそういう差がありますけれども、そこは、大体同じぐらいの大きさということで大体金額も統一しております。同じ面積だとすれば、中央生活館だから、地区生活館だから、ムペット館だから、町民会館だからといって金額の差はつけないようにしているところでございます。

○議長（小坂利政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　これで討論を終わります。

これから議案第87号　むかわ町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 88 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第 8、議案第 88 号 むかわ町鵲川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本 洋君） それでは、議案第 88 号 むかわ町鵲川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の御説明をさせていただきます。

議案書 17 ページ、議案第 88 号をお開き願います。

本一部改正条例案は、建設中の鵲川高等学校生徒寮が年内に引き渡されることに伴い、所在地が現在の仮設生徒寮所在地から変更となるため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料 19 ページの新旧対照表をお開き願います。

第 3 条中、「勇払郡むかわ町美幸 1 丁目 89 番地 1」を「勇払郡むかわ町文京 1 丁目 18 番地」に改めるものでございます。

議案書 17 ページにお戻り願います。

本一部改正条例は、附則において、令和 2 年 12 月 28 日から施行しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから議案第 88 号 むかわ町鵲川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号及び議案第90号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第89号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）及び日程第10、議案第90号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題とします。

議案第89号及び議案第90号の2件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第89号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）及び議案第90号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）を一括して御説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

議案第89号につきましては、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）でございまして、これまでの補正予算において追加してございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し執行した事業の精査、感染症拡大防止対策により中止を余儀なくされたイベントや研修、各種事業の不用額の整理を行い、一方で、補助金の追加配当による事業の追加、交付金を活用して事業執行が決定される事業において、実施に当たって費用に不足が生じることから、精査した交付金を特定財源として振替をして追加する一方、各事務事業の推進において年度内に必要な費用を追加するものでございます。

また、歳入におきましては、新たな事業に係る補助金、追加割当となりました交付金、また、第3回定例会以降に採納がございました寄附金の追加等に伴う財源の一部の変更、及び各事務事業における財源の調整を行うものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ829万2,000円を追加し、121億9,274万円とするものでございます。補正する款項及び補正後の金額は、議案書20ページから22ページまでの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）

に関する説明書により御説明申し上げます。

5 ページ、歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目 20 番、議会活動事務 209 万 8,000 円の減額につきましては、町内における感染症対策を実施するに当たり、例年より臨時議会の開催が多くなっていることから、当初予定しておりました年度内の会議録作成に係る費用に不足が見込まれるため、筆耕手数料 13 万 6,000 円を追加、一方で、感染症防止対策により事業を中止した当該研修、事業が中止となった管内研修の費用に係る旅費、借上料、合わせて 223 万 4,000 円を減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目 40 番、共通物品調達事務につきましては、庁内における各種計画策定に向けた会議資料の作成及び感染症対策の諸手続に係る庁内印刷物の増加に伴い、当初予定していた用紙購入費等に不足が見込まれることから、55 万円を追加するものでございます。

55 番、行政改革推進事務につきましては、年度内において、新たな行政改革大綱の策定の審議に当たり、委嘱等を含め当初 2 回の開催を予定しておりました委員会を、今後、諮問・答申を含み計 3 回開催する必要があるため、委員報酬、費用弁償、合わせて 7 万 1,000 円を追加するものでございます。

6 ページ、5 目 181 番、胆振東部地震対策基金積立金につきましては、後ほど歳入で御説明申し上げます採納した一般寄附金のうち 77 万 1,000 円を、その意向が復興支援事業に対する寄附金であることから今年度以降の事業に活用するため、基金に新たに積立てするものでございます。

9 目 274 番、恐竜プロジェクト事業につきましては、こちらも、詳細は歳入で御説明申し上げます企業版ふるさと納税として、恐竜、化石等を活用したイベント開催に対して 30 万円の指定寄附がございましたことから、現在、事業内で執行する財源として活用させていただくため、財源振替を行うものでございます。

279 番、むかわっ子応援事業につきましては、9 月末までに事業が完了したことに伴い、執行残となった 42 万円を減額するものでございます。

なお、事業に係る財源は臨時交付金となっていたことから、特定財源も同額減額となるものでございます。

10 目 287 番の 1、自治区活動支援事業（本庁）につきましては、感染症拡大防止対策により事業の中止を決定した鶴川ししまファミリー駅伝実行委員会に対する補助金の 200 万円を減額するものでございます。

なお、事業に係る財源は地域振興基金となっていたことから、特定財源も同額減額となるものでございます。

287番の2、同事業の総合支所分の486万円の減額につきましては、感染症防止対策により事業の一部を中止したマザーズフォレスト事業に対する交付金を当初100万円から70万円減額するほか、全ての事業の中止を決定した事業に対する各交付金、補助金、合わせて416万円減額するものでございます。

なお、減額する事業のうち、マザーズフォレスト事業、穂別自治区運動会、つつじとアスパラの春祭りに係る財源は地域振興基金となっていたことから、その他特定財源につきましては137万円減額するものでございます。

7ページ、12目360番、町営バス等運行事業につきましては、道南バス株式会社と締結する日高沿岸線運行経費の負担に関する協定に基づき、令和2年度の平取苫小牧線バス運行費に係る負担が確定したことに伴い、172万5,000円を追加するものでございます。

2項1目450番、税務一般事務につきましては、法人町民税におきまして、予定納付から確定申告時における還付の発生が例年より多くなっており、例年の実績から、今後、年度末にかけて不足が見込まれる35万円を還付金及び加算金に追加するものでございます。

3款1項1目650番、戦没者追悼慰霊祭事務につきましては、感染症拡大防止対策より事業を中止したことから、当初予算で計上していた各費用合計58万7,000円を全額減額するものでございます。

8ページ、2目670番、老人福祉一般事務につきましては、5月に実施しました感染リスクが高まる高齢者に対し1人10枚マスクを配付する事業が完了したことに伴い、執行残となった通信運搬費6万8,000円を減額するものでございます。

なお、事業に係る財源は臨時交付金となっていたことから、特定財源も同額減額となるものでございます。

690番、敬老会関連事務につきましては、例年実施している敬老会などを中止せざるを得ない状況から、事業を組み替えて実施した対象者の皆様にお祝い金などをお届けする事業が完了したことに伴い、執行残となった扶助費など合わせて76万3,000円を減額するものでございます。

711番、グループホームみのり管理運営事務につきましては、施設内で使用していた衣類乾燥機が故障し修理ができない状況であり、今後の管理業務に支障を来すことから、新たに衣類乾燥機を購入するため、44万3,000円を追加するものでございます。

810番、介護保険特別会計繰出金につきましては、この後、介護保険特別会計補正予算で御説明する国庫補助金を活用して介護システムを改修する費用の一部を町が負担するため、28万1,000円を追加するものでございます。

9ページにお移りいただきまして、2項1目910番、児童福祉一般事務につきましては、現在も実施中ですが、スマイルプレゼント事業に係る今後の執行見込みから、扶助費304万5,000円を減額するものでございます。

なお、事業に係る財源は臨時交付金となっていることから、特定財源も同額減額となるものでございます。

916番、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業につきましては、国の経済対策として実施しておりました児童手当の支給事業の終了に伴い、事務費となる職員手当8万9,000円、事業費となる扶助費31万円を減額するものでございます。

なお、事業に係る財源は全て国庫補助金であることから、特定財源も同額減額となるものでございます。

4款2項1目1070番、環境衛生一般事務につきましては、現在、井戸水を利用する家庭において利用者の増加に伴いポンプの能力を向上させる必要があることから、むかわ町簡易給水施設事業補助要綱に基づきその費用の一部を補助するため、18万円を追加するものでございます。

1090番、樹海温泉管理運営事務につきましては、樹海温泉ほべつにおいて男子浴室排煙窓の開閉機能を修復する必要があること、また、樹海温泉2施設における修繕費用が年々増加しており、今年度も予算の多くを既に執行している状況から、今後、年度末までに発生する小破修繕に備え、併せて63万4,000円を追加するものでございます。

10ページ、5款1項1目1170番、農業委員会活動運営事務の288万4,000円の減額につきましては、感染症防止対策により事業を中止した道外研修、事業が中止となった定期全国会長大会などの費用、続きます1190番、農業者年金受託事務の14万1,000円の減額につきましては、事業が中止になった農業者年金全国大会などの費用に係る旅費を減額するものでございます。

2目1210番、地域農業推進事業の166万6,000円の追加につきましては、平成27年度に北海道の経営体育成支援事業補助金を活用して新規就農した方が離農し財産処分したことに伴い、残存簿価に補助率を乗じた額を返還する必要があることから、211万8,000円を追加、一方で、感染防止対策によりJA青年部海外視察研修事業が中止になったことから、補助金45万

2,000円を減額するものでございます。

なお、事業に係る財源は、補助金が未来担い手基金の活用、償還金は離農した方からの返還金が財源となることから、その他特定財源が追加額と同額になっているものでございます。

3目1270番、畜産業振興対策事業につきましては、感染症防止対策により中止となりました和牛共進会に係る費用を49万2,000円減額するものでございます。

11ページ、4目1280番、農業基盤整備事業につきましては、農地耕作条件改善事業交付金を活用し施工しております2路線の整備事業に対しまして、このたび北海道から追加割当がございましたことから、事業の促進を図るものでございます。

工事費の1,720万円の追加につきましては、1つは、上仁和地区農作業道整備工事に係る追加割当がございまして、道路整備工事費310万円を追加、2つ目は、田浦地区田浦6線排水路整備工事に係る追加割当がございまして、排水路を整備するため、農業基盤整備工事1,410万円を追加するものでございます。

また、負担金につきましては、農地耕作条件改善事業の追加、及び令和2年度における国営新鷗川地区土地改良事業の確定に伴いまして、土地改良事業団体連合会負担金を10万4,000円追加するものでございます。

なお、財源につきましては、道路整備工事分165万、農業基盤整備工事分966万、合わせて1,131万円が道補助金、残りは一般財源となるものでございまして、農業基盤整備工事分につきましては、施工内容から年度内の竣工が難しいことから、議案書の23ページに掲載しております繰越明許費を追加させていただくものでございます。

6款1項1目1480番、商工業振興対策事業の115万8,000円の減額につきましては、町単独費で実施しました対策事業の完了に伴い、補助金を55万8,000円、支援金を60万円減額するものでございます。

2目1510番、観光振興対策事業につきましては、感染症拡大防止対策により事業の中止を決定した、むかわグルメフェスタ実行委員会に対する補助金200万円を減額するものでございます。

12ページ、4目1570番、ふるさと支援事業の58万3,000円の減額につきましては、感染症防止対策により中止になりました、となみチューリップフェア開会式出席に係る旅費11万5,000円の減額、交流協会補助金32万8,000円の減額、及び各ふるさと会未開催に伴う負担金14万円を減額するものでございます。

1580番、特産物振興対策事業につきましては、感染症防止対策により中止となりました庄

川ゆずまつり出展に係る旅費24万2,000円を減額するものでございます。

1590番、移住定住促進事業の700万円につきましては、は一とふる事業におきまして、これまでの実績、相談件数から当初見込みより大幅な増加が見込まれることから、その必要額を追加するものでございます。

なお、財源につきましては、企業版ふるさと納税として、むかわ町の移住定住を推進する事業に対し指定寄附がございました150万円、また、は一とふる事業につきましては、当初より地域振興基金を活用していることから550万円、合わせて700万円がその他特定財源として追加額と同額となっているものでございます。

7款5項1目1750番、町営住宅維持管理事務の53万8,000円の減額につきましては、長期にわたり町営住宅を利用した方々が退去したことに伴いまして、新たに入居者を募集するために必要な修繕料が増額したことに伴い、修繕料をまず170万円追加、一方で、宮戸団地の解体工事が完了したことに伴う執行残を223万8,000円減額するものでございます。

続きまして、13ページ、8款1項2目1780番、防災対策事業の588万9,000円につきましては、テレビ会議システム購入事業の完了に伴い、執行残となった庁用器具費153万6,000円を減額する一方で、鶴川地区市街地における防災無線難聴世帯対応戸別受信機の設置申込みにつきまして、当初100世帯を見込んでいたところですが、申込件数が大きく増加、最終的には250台程度を購入する必要があるため、その必要額742万5,000円を機械器具費で追加するものでございます。

なお、特定財源につきましては、臨時交付金を財源として実施した事務事業で、事業完了などにより本補正で予算を精査した事務事業において活用を予定していた臨時交付金353万3,000円を振り替えるものでございます。

9款1項4目1856番、鈴木章記念事業につきましては、感染症防止対策により中止しました中高生海外派遣事業に係る負担金453万円を減額するものでございます。

なお、財源は、鈴木章記念事業推進基金413万円及び参加者負担金40万円となっていたことから、その他特定財源が減額する額と同額となるものでございます。

2項2目2010番、小学校情報教育推進事業の52万8,000円の追加、14ページにあります3項2目2090番、中学校情報教育推進事業の39万6,000円の追加につきましては、公立学校情報機器整備費補助金を活用し、家庭学習のための通信機器としてモバイルWi-Fiルーターを整備するものでございます。台数につきましては、小学校が中央小学校に25台、穂別小学校に15台の合わせて40台、中学校が鶴川中学校に20台、穂別中学校に10台の合わせて30台

を整備するものでございます。

なお、財源は、補助額が1台1万円の定額であることから小学校費で40万円、中学校費で30万円が特定財源となっておりまして、残額を一般財源としているところですが、その一部を歳入で御説明します一般寄附を活用させていただくものでございます。

4項4目2240番、青少年健全育成等推進事業の274万4,000円の減額につきましては、感染防止対策により中止しました通学合宿実行委員会に対する交付金52万円の減額、広島平和の旅派遣事業実行委員会に対する交付金222万4,000円を減額するものでございます。

なお、広島平和の旅派遣事業に係る財源が生涯学習推進基金となっていたことから、その他特定財源で222万4,000円減額となるものでございます。

2260番、穂星寮管理運営事務につきましては、全国全道における感染状況の収束が見えない状況にあることから、老朽化しております生徒居室用の強制換気器を20台更新するための費用といたしまして15万4,000円を追加するものでございます。

5項1目2310番、スポーツ団体等活動費助成事業につきましては、感染症防止対策として中止したビーチバレーボール大会実行委員会交付金9万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

説明書は3ページをお開き願います。

14款2項2目、子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金につきましては、歳出916番の給付金事業の終了に伴い、事業費事務費を歳出と同額分減額するものでございます。

6目、学校情報通信技術環境整備事業補助金につきましては、先ほど御説明しました家庭学習の通信機器としてモバイルWi-Fiルーターを整備する事業の財源といたしまして、小学校40台分40万円、中学校30台分30万円、合わせて70万円を追加するものでございます。

15款2項4目、農地耕作条件改善事業交付金につきましては、農業基盤整備事業である上仁和地区農道整備事業分に165万円、田浦地区田浦6線排水路整備分に966万円の追加割当がございましたことから、合わせて1,131万円追加するものでございます。

17款1項1目一般寄附金247万1,000円の追加につきましては、前回追加した第3回定例会以降、7件の寄附の申入れがあり採納しましたので計上するもので、寄附者の意向に基づく活用法を含め御説明申し上げます。

1点目は、北海道胆振東部地震により被災した児童生徒の生活、学業支援、教育支援といたしまして、本年8月20日に札幌市中央区南2条西2丁目12番地、中信ビル7階、株式会社

ほくていホールディングス、代表取締役社長加藤欽也様より申出がありました20万円の寄附金を9月10日に採納いたしましたことから、本補正予算によって追加する国庫補助金を活用して、家庭学習のための通信機器としてモバイルWi-Fiルーターを整備する費用の一般財源分として活用させていただくものでございます。

2件目は、本年10月12日、むかわ町の北海道胆振東部地震の被災者支援といたしまして、札幌市北区北7条西6丁目2番5号、NDビル、一般社団法人北海道土地改良設計技術協会、会長理事堀井健次様より150万円の寄附の申出があり採納いたしましたことから、第4回臨時会で議決をいただき被災者支援事業として執行してございます応急仮設住宅からの移転助成金382万5,000円の財源として活用させていただくものでございます。

これから御報告いたします5件77万1,000円につきましては、北海道胆振東部地震からの復興支援とする内容から歳出で御説明申し上げました胆振東部地震対策基金に積立てし、後年度以降の事業に活用させていただきます。

寄附の3件目となります。本年10月20日、大阪府堺市堺区大仙中町12番1号、堺北ロータリークラブ様より1万円の申出。4件目が、本年10月22日、東京都千代田区神田錦町3丁目21番1144号、一般社団法人伝筆協会、代表理事侑季蒼葉様より23万6,194円の申出。5件目は、本年10月23日、むかわ町文京3丁目75番地2、株式会社サンフルク、代表取締役苔米地英則様より1万3,800円の申出。6件目は、本年11月2日、札幌市中央区北二条西2丁目26番地、道特会館内、一般社団法人北海道郵便局長協会、理事長佐々木 靖様より50万円の申出。最後に7件目は、本年11月10日、むかわ町文京3丁目75番地2、蕎麦屋いごころ様より1万2,000円の申出があり、いずれも採納したことから追加するものでございます。

続きまして、指定寄附金180万円の追加につきましては、本年7月に活用の認定を受けましたむかわ町企業版ふるさと納税に対する寄附金でございまして、いずれも本年10月29日に申出があり、採納しているものでございます。

1件目は、大阪府大阪市鶴見区緑4丁目2番64号、株式会社ウラノ、代表取締役浦野公義様より恐竜化石を活かしたまちづくり事業に対して30万円の申出があり、歳出、恐竜プロジェクト事業内、恐竜化石等を活かしたイベント事業などで活用させていただくものでございます。

2件目は、苫小牧市表町3丁目1番6号、苫小牧信用金庫、理事長小林一夫様より町の活力を担う人材の育成と強化を図る事業として移住定住の推進に対しまして150万円の申出があり、歳出、移住定住促進事業内の本年度実施するアパート等建設促進事業であるすまいり

一助成事業で活用させていただくものでございます。

続きまして、18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、事業の中止に伴い減額となった一般財源500万円を取り崩し、予定額から減額するものでございます。今回の繰入金の減額により、本補正予算後の繰入金見込額は4億8,200万円となっており、今年度末につきましては6億2,000万円程度となる見込みでございます。

3目地域振興基金繰入金につきましては、事業の中止に伴いまして337万円減額する一方、移住定住促進事業に係る特定財源として550万円を活用することから、合わせて213万円を追加するものでございます。

6目生涯学習推進基金繰入金につきましては、広島平和の旅派遣事業の中止に伴いまして222万4,000円を減額するものでございます。

8目未来担い手基金繰入金につきましては、J A青年部の海外農業視察研修事業の中止に伴いまして45万2,000円を減額するものでございます。

10目鈴木章記念事業推進基金繰入金につきましては、中高生海外派遣事業の中止に伴いまして413万円を減額するものでございます。

20款5項1目、その他の雑入208万6,000円の追加につきましては、中高生海外派遣事業の中止に伴いまして参加者負担金40万円が減額となる一方で、歳出、地域農業推進事業で御説明申し上げました新規就農された方が離農したことに伴い返還が必要となる経営体育成支援事業等補助金分211万8,000円、及び町が補助いたしました新規就農定着促進対策補助金36万8,000円、合わせて248万6,000円が離農者から返還されることから追加となるものでございます。

以上で議案第89号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第90号について御説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

議案第90号につきましては、令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございまして、介護保険システム改修費及び地域支援事業における利用者件数の増加に伴い、サービス費用において、年度内の執行見込みにより必要な費用を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ396万1,000円を追加し9億5,179万円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4 ページ、歳出により、3 ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目 50010 番、介護保険一般事務につきましては、システム改修に必要な費用 56 万 1,000 円を、情報システム協議会に負担する費用を追加するものでございます。

なお、システム改修に要する費用の 2 分の 1 となる 28 万円につきましては、3 ページ、歳入、3 款 2 項 国庫補助金、介護保険事業費補助金を活用するものでございまして、残り 28 万 1,000 円につきましては、7 款 1 項 1 目 一般会計繰入金、事務費繰入金を財源とするものでございます。

次に、4 ページ、歳出、3 款 1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防訪問介護相当サービス利用件数が当初の見込みから増加が見込まれることから、訪問に係るサービス給付費を 110 万円、また、介護予防通所介護相当サービスの利用者が当初より増加が見込まれることから、通所に係るサービス給付費を 230 万円、合わせて 340 万円を追加するものでございます。

それぞれの増加の要因につきましては、要支援認定者数の増加に合わせて、サービス利用者、それに伴う利用数が増加しているものでございます。

なお、追加する費用の財源につきましては、3 ページ、歳入、8 款 1 項、前年度繰越金とし、国費等の特定財源につきましては、今後の整理予算におきまして調整を図るものでございます。

以上で議案第 89 号及び第 90 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 昼食のためしばらく休憩します。

再開は午後 1 時 30 分とします。

休憩 午後 零時 0 5 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第89号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書、別冊事項別明細書、3、歳出、5ページから9ページまでの1款議会費から4款衛生費までについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、9ページから14ページまでの5款農林水産業費から9款教育費までについて質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 教育費の事業番号2010-00、小学校情報教育推進事業についてですけれども、以前からもちょっと聞いていたんですけれども、W i - F i 環境のない世帯に今回このW i - F i のルーターを導入するんだというふうに捉えていいのかと。それで、かかる費用というか、初期導入費はこれで見るとしょうけれども、毎月の使用料というのはどういう基準でなっているのか、そこについてまずお伺いをしたいです。

それと、一遍なのでもう一つ、事業番号1780-00の防災対策事業の機械器具費、さっきの防災無線だったよね。これというのは、今後、先ほども話題になっていた、今回の委託にかけた見積りの事業名が地域情報告知端末整備事業とは全く違うものでやるのかなと。今までの既存のものでやるのかなと。そうすると、防災無線と両刀使いになってやっていくのか。これ恐らく、今回250世帯ぐらいのうち幾人かはきっと、こういうのがスマホやタブレット使えるようになりますよとなったら使わなくなるんじゃないのかなという気もあるんだけれども、何年間かけてこれをリースするのか、買取りするのか、ちょっとその部分もうちょっと詳しく教えていただきたい。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 学校の関係、W i - F i 環境がない世帯についてのW i - F i ということでございまして、6月の時点でアンケートを行っております。それで、約50世帯ほどインターネット環境がないという世帯がありますので、それを想定して70台ということで今回計上させていただいております。

6月の時点でこの補助も制度は実はありましたが、料金の関係が課題が多くて、例えばいつ使うか分からないものにずっと通信料を払い続けるですとか、そういった無駄を生じるよ

うな課題がありまして、一部、予算の計上を保留していたというところがあります。この間、同じような自治体での悩みがあつて、そういう意見を受けて、いわゆるG I G Aスクールに対応した料金プランというものが通信各社から提案がありました。

従量制といいまして、使った分だけ通信料がかかるというような制度が、いろいろそういう料金プランが提案されまして、いつオンライン授業という形になるか分かりませんので、そこは使った分だけということと、今までは通信ができるまで一定時間かかるような状態でしたけれども、今回のこの提案の中では、機械の中にS I Mカードが内蔵されておりまして、電源を入れるとすぐつながるということと、先ほど申し上げましたとおり使った分だけ通信料がかかるということ、それと、ある程度、低価格で大きな容量というものの提案がありましたので、無駄なく有効に使えるということで、今般、予算を計上させていただいたところでもあります。

今回想定している料金でありますけれども、1日当たり600円で1月最大上限が3,600円というような形、幾ら使っても3,600円上限という形で、容量は1日当たり3ギガバイト、月で60ギガバイトというような想定通信プランということで想定をしているところでございます。

〔「誰が負担するのか」と言う人あり〕

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 負担でございますね。

負担につきましては、保護者が負担する、通信を受ける側が負担するということで想定をしておりますけれども、要保護・準要保護世帯、いわゆる就学援助世帯につきましては、相当分を後に支給するという形になっております。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 戸別受信機につきましては、鶴川地区のほうの市街地の高齢者を対象に配備していくということで現在進めておりまして、申込みを受ける際に、これからSNSですとかそういったもので情報を配信していくということを伝えた上で、それでも情報が取れない方に関して申込みしてくださいということで申込みいただいておりますので、そういったアプリが使えないという方々を対象にしていますので、今後、そういった部分で戸別受信機を新たに配備していくのはしないような形で、アプリでやっていくというような方向ではありますけれども、当面の間、そういったものは使えない方に対して配備することになっています。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 戸別受信機に関しては、そうするとやはり電波でやるという、それでも250世帯ぐらいあるんだということなんです。了解しました。

あとは、どのぐらいもつのかなというのは、導入経費も考えて、一、二年で使わなくなってしまうんだったらどうなんだろうと、もう少し精査が必要なのかなと思って聞いていたんですけれども、了解しました。

それと、W i - F i の関係ですけれども、個人負担で、初期導入は全くお金がかからないけれども、行く行くは使った分がかかっちゃうよという、マックス3,600円が高いのか安いのかというところもあるんですけれども、その辺。

もう一点お聞きしたいのは、個人的にほかのものに流用できるような、何の縛りもなくW i - F i を使えるようにするんですか。それとも、一定程度の縛りで、学習のアプリにしか使えないよとかそういうような縛りにするのか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） タブレットを導入する時点で、ある程度のフィルタリングはかけますので制限はかかりますが、そのW i - F i のルーターとタブレットを持ち帰って家庭で通信をしたときに、一般の普通の動画、授業以外の動画まで制限かけることはできません。

ですので、お子さんが授業終わった後に全然授業と関係ない動画を見ようと思えば見られますが、先ほど申し上げましたとおり、通信の容量に上限がございますので、ずっと見続けますと授業の最後が見られなくなるということは、完全に見られなくなるということはないんですが、高速度で見られなくなるというところがあります。

その辺につきましては、学校から各家庭、親御さんに、いわゆるモラルとでもいいましょうか、そういったことを十分啓発した上で対応していくというような形で、必要な授業のもの以外には使わないというようなことを啓発していきながら使用する形になるかと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 今の問題、W i - F i の関係ですけれども、親御さん世代になるとその辺やはり非常に疎いというか、確かにマックス3,600円とはいえますけれども、やはり一般の子育てしている世帯にとっては、急に3,600円が毎月来るようになると非常に大きな問題ですので、十分その点を、全く通信料ただじゃないんだよということをぜひ親御さんにしっかりと教えて、経済負担が大きくならないように注意してやっていただきたいなということで、質問を終わります。答弁要らないです。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 12ページの1750、町営住宅維持管理事務なんですが、大原第二団地の3戸を改修しましたよね。仮設住宅から転居される方で、新しいところに入れないという方の用に改修したというふうに認識しているんですけども、現在入っている様子はないんですけれども、それはどういうふうになっているのかということと、それから、大原の町道沿いに、多分、町の持ち物の住宅が2棟あると思うんですけども、その周りの木を切ったりして整備しているような感じなんですけれども、あれはどういうふうになるのでしょうか。

それから、13ページの1780の防災対策事業なんですが、戸別受信機なんですが、私も申し込んだんですけども増えているということで、やはり今まで聞こえなかったという方々が申し込んでいるんだろうなと思って、いいことだと思っているんですよ。それで、いつから各家庭に、申込者に配付していくのか。もちろん電気料がかかるんですよ。それは自己負担で、それは承知していますけれども、いつからになるのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 公営住宅の維持管理におきます大原の住宅の件についてお答えしたいかと思います。

大原の第二団地でございまして、内装を整備したのが3戸整備しております。その3戸整備したうち、仮設住宅から移転希望された方1件おりますので、今、1軒入居しまして、残り2軒、空いている形でございますので、今後も一般的に募集をかけて入れていく形を考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 御質問の大原の2棟4戸、ちょうど大原の角地のところに

する住宅です。あちらは実は旧むかわ町職員住宅で、現在、用途を廃止し普通財産化した上で、地域農業担い手センターの農業研修生の研修期間中の住宅として、担い手センターのほうで借受けしている施設でございます。

この間、敷地内の植木だとか伸びまして電線等にかかるような状態、また、管理上、日が入らなくなって施設内が湿気を帯びるというような状況がございましたので、今回、普通財産管理している財務グループに協議の上、そちらのほうの環境を改善したという状況でござ

います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 戸別受信機ですけれども、当初100台の予算だったんですけれども、今回、150台追加させていただいて250ということでやっていますので、これから発注して納期を定めて配備していくということになると思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 大原の改修、2戸、一般公募ということだというんですけれども、お風呂の施設がないんですよ、たしか。それで、そういった場合の家賃設定というのはどんなふうになるのかについて伺います。

それから、旧職員住宅の周辺の木、私も通って見ていて邪魔だなというふうに思っていました。やはり住宅の環境を悪くしますので、うっとうしいのを取り払って住みやすく、日が入りやすくするというのはよかったと思うんです。あの木というのはどなたが植えたんですか、それについて。勝手に植えたような話もありますので、そういったことはないようにしなければならないということで聞いています。

それから、防災無線機、戸別受信機、大体どのぐらいから届くんですか、申込者に。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 最初に御質問のありました旧むかわ町職員住宅の庭地の部分でございますが、正直、いつの時代から木が植えてあったかというのは把握をしていないところなんですけれども、木に限らず、庭に植える花とかそういうものも含めて、その当時の入居者が個人で管理をしていくという中で、最終的には現状のとおりになっているという形になっておりますので、そのことだけ御説明をしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 大原第二団地、改修した部分の家賃の件についてお答えしたいと思います。

改修しまして、それで家賃に跳ね返すところの係数をいろいろ掛けるんですが、今回改修しまして利便係数が、下水道を接続して水洗トイレがついています。ただ、お風呂はついていないです。ということで、下水道を追加した形での利便係数を考慮した上での家賃の設定が、8,000円から1万円という範囲の家賃設定となっておりますので、今後、一般公募のときにはその家賃をお示しして、それで公募する形となります。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） これから予算成立した後、発注しますので、その中で決まった業者と調整して納期が定められるので、今の段階でいつというのはちょっと言えない状況です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 2点ほど質問をしたいと思います。

10ページの1210、地域農業推進事業、経営体育成事業の返還金のことでもう一度お尋ねをしたいと思います。この事業というのは農業者にとっては大変心強い事業で、むかわ町の農業者、かなりの農家がこの事業を利用したんですけれども、先ほどの説明、ちょっと聞き取れない面もあったものですから、具体的にもう一度ちょっと説明をお願いしたいなと思います。

それともう一点は、11ページの農地費の1280、農業基盤整備事業、ここで、田浦6線の排水整備工事に補正が上がっているんですけれども、周りの状況を見ますとかなり事業が終わってきているような状況なものですから、今回の補正でこの6線排水というのは事業完了というような状況になるのかどうなのか、その点ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 今回補正に上がりました1280、農業基盤整備工事の田浦6線排水路の件についてお答えしたいかと思います。

現在、田浦6線排水路は、踏切を渡ったところから、南から北に向かいまして、最後は用水路までぶつかる縦線を整備する形で計画しております。現在の進捗状況としましては、鵜川高校のグラウンドのところまで行っておりまして、残りが、そこから縦にあたって用水路までと。それと、今回のこの計画の中で、そこから横に曲がりまして、鵜川高校の前の支線の排水路の整備も計画しております。

今回の補正の箇所につきましては、その支線の上流端が鵜川神社の入り口のところになるんですが、その鵜川神社の入り口から下流に向かって100メートルをまず整備していく形で、残りは令和3年度で完成を目指したいと考えています。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 高木産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（高木龍一郎君） 私のほうから経営体育成支援事業につきまして御説明させていただきます。

これにつきましては、平成27年11月に新規就農した方が経営不振によりまして令和元年12月に離農ということで、就農時に、この経営体育成支援事業を活用してビニールハウスを導入いたしております。ただ、離農に伴いましてまだ、当時の補助金の分の残額といえますか、補助金返還ということで計算した上での211万8,000円ということになっております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 6線の関係については分かりました。

それで、この経営体育成事業、今回の実施が中止となって、これは継続的なものではないですね、経営体事業。その辺の確認もちょっと併せて。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 経営体育成支援事業については、かねてより担い手となる経営体の育成という観点から、 の施設の整備ですとかそういったものに対し国費を受けて支援してきている中身でございまして、先ほど議員御指摘のございました多くの方々が利用されたというのは、平成30年度の被災農業者向けの経営体育成事業という部分で、この部分の対象になった方々は単発の30年度の被災を受けた方たち向けということでございます。

今回上がっておりますのは、地域の担い手の方、あるいは新規就農されてこれから地域の担い手になるという方たちで、そういった国費の対象になる方たちが受けた補助金のうち、残念ながら1件、新規就農当時、この支援を受けて立ち上げた方が離農されたというようなことでございまして、その離農した年限からまだハウスの耐用年数、国費の財産処分制限の期間内での離農ということになってございまして、残存価格分、国のルールに従いまして計算したところ、今回お示しの予算額で精算返還が必要ということでございます。

仕組みといたしましては、国費、道を経由して一旦、町に入って、それから農業者へ交付をしているという流れでございまして、精算返還時においても、農業者から一旦、町に返還させ、そして町が道を経由し国にお金をお返しするというような流れになってございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1 ページから 4 ページまでの 1、総括、2、歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり 19 ページから 23 ページまでの予算総則、第 1 表歳入歳出予算補正、第 2 表繰越明許費補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 89 号の質疑を終わります。

次に、議案第 90 号 令和 2 年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり 25 ページ及び 26 ページの予算総則、第 1 表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第 90 号の質疑を終わります。

これから議案第 89 号及び議案第 90 号の討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第 89 号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで議案第 90 号の討論を終わります。

これから議案第 89 号及び議案第 90 号の 2 件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第 89 号を採決します。

お諮りします。

議案第 89 号 令和 2 年度むかわ町一般会計補正予算（第 8 号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号を採決します。

お諮りします。

議案第90号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、議案第91号 財産の取得の変更にに関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第91号につきまして御説明申し上げます。

議案書につきましては、第91号 財産の取得の変更にに関する件ということで追加で配付しております議案書をお開き願います。

議案書1ページになります。

議案第91号につきましては、財産の取得の変更にに関する件でございまして、本年3月の第2回臨時会におきまして議案第27号で議決をいただきました鷺川高等学校生徒寮の財産の取得に関する件のうち、買取り協定に基づき、取得契約締結の準備過程におきまして最終図面を確認したところ、床面積に相違がございましたので、財産の表示の事項中、床面積「998.67㎡」を「991.14㎡」に改めるものでございます。7.53平方メートルの差異につきましては、算入する面積の取り違いによるものでございまして、成果品に変更が生じるものではございません。

なお、当該鷺川高等学校生徒寮の買取りに係る整備は順調に進んでおりまして、月末に完成、協定に基づく検査を終え、年内に買取り契約締結する予定となっておりますので、報告を付け加えまして、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから議案第91号 財産の取得の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

**◎認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、
採決**

○議長（小坂利政君） 日程第12、認定第1号 令和元年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第18、認定第7号 令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、第3回定例会において、令和元年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託をいたしていたものです。

このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

野田委員長。

○決算審査特別委員長（野田省一君） 令和元年度むかわ町各会計決算審査特別委員会における審査経過、結果について御報告をいたします。

令和元年度むかわ町一般会計ほか3特別会計及び3事業会計の決算審査については、令和

2年第3回定例会において設置された本委員会にその審査が付託されたものであります。

本委員会は、9月11日開催の第1回委員会において審査の方法及び審査日程を協議した結果、審査の方法については、審査を有効かつ円滑に進めるために事前に審査事項を取りまとめることとし、審査日程については、10月27日から10月29日までの3日間としました。

審査事項を取りまとめた結果、一般会計歳入で、ふるさと納税の実績と内容についてほか5項目、歳出では、まちづくり推進事業の第2次まちづくり計画等策定支援業務委託の委託先と内容についてほか39項目、国民健康保険特別会計5項目、介護保険特別会計3項目、上水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計各1項目、合計57項目でありました。

これを審査項目として決定し、説明員として所管課長等の出席を求め、内容及び対応状況並びに行政効果等について説明を受けました。また、審査最終日には渋谷副町長にも出席をいただき、7会計の決算について意見交換を行い、決算に関わって委員からは次の趣旨の意見が述べられました。

投資的経費が農業振興、地震による復旧事業の増大もあり前年度より増えており、公債費比率も16.6%となっている。

来年4月から始まる介護保険第8期事業計画では、介護保険料が引き上げられることがないように準備基金を取り崩すとともに、慢性化する介護従事者確保に向けた福利厚生面での施策を図る必要がある。

穂別診療所、鶴川厚生病院の負債は年々減少しているが、損失交付金が年々増加しており、人口減少とコロナ禍でさらに厳しい状況を考えると、しっかりとした財政計画を維持してほしい。

本町の財政力指数、基準財政需要額を見ても2倍以上となる事業予算となることから、どのような状況になっていくかという心配があり、今後の事業運営に影響がないような形にしていきたい。

国民健康保険の都道府県化という事業体系になって、給与所得の低い方にしわ寄せが来ている事態があり、子育て世代に非常に負担が大きくなることで人口減少にも拍車がかかることから、この町に暮らしたいという願いへの対応が必要である。

大型予算を組むときに不用額に細心の注意を払いながら予算を組み立てるなど、今後、留意しながら行っていただきたいなどの意見が出されました。

以上のような意見を受け、副町長から次の趣旨の考え方が述べられました。

令和元年度決算については、胆振東部地震の影響から、一般会計では40億円に上る繰越事

業を含む140億円の予算に対して、歳入が133億円、歳出が128億5,000万円と過去最高であった。

歳入については、災害復旧事業、関連事業に関わる国費、地方債の増加、特別交付税の増加、歳出については、インフラ復旧事業、被災した家屋の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業、被災施設の解体等が増加の主な要因であった。

決算数値は、災害復旧事業が重なる中では何とか健全性が保たれてはいるが、来年度の予算編成等にも影響していくものと考えられる。

不用額に対する指摘については、約40億円の繰越事業がある中では大きな数値となったが、繰越予算の補正ができないことを考慮すると標準的な数値に収まっていると考える。

なお、保険給付費の不用額については、今後、十分精査をしながら年度末での予算編成に生かし、介護保険関係については、余裕を持つての予算措置となっていることと、本町のサービスの幅が狭いということも今後の課題と捉えているので、今後とも事業者との調整を図っていきたい。

国保の都道府県化については、国保の加入者が減ってきているが、都道府県化の中で安定した運営ができるのではないかと考えており、徴収については、きめ細やかな対応をしながら徴収の確保に努め、公平性を保てるように進めていきたい。

2 医療機関については、一般会計からの歳入が年々増加をしてきているのが実態であり、継続的な医療体制を維持していくために今後議論を深めていきたいというような発言がありました。

以上、説明聴取、質疑及び意見交換の後、令和元年度に係る一般会計ほか6会計を採決した結果、いずれも認定とすることに決定いたしました。

審査に当たりましては、説明資料の提出等に御配慮いただいた町理事者をはじめ、各課長及び関係職員各位に対し心から感謝を申し上げ、委員会報告とさせていただきます。

○議長（小坂利政君） 委員長報告が終わりました。

ほかの委員で補足発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） ほかになしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

次に、認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行います。

討論は一括して行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和元年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を採決します。

採決の順番は認定番号順とします。

初めに、認定第1号 令和元年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件を採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和元年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件は認定とすることに決定しました。

次に、認定第2号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定とすることに決定しました。

次に、認定第3号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件は認定とすることに決定しました。

次に、認定第4号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和元年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 令和元年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和元年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 令和元年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 令和元年度むかわ町病院事業会計決算に関する件は認定することに決定しました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第19、意見書案第9号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第9号について趣旨説明をさせていただきます。

この意見書は議員の中から出されたものでありますが、先日の常任委員会委員会協議会で当委員会として提出するのが妥当ではないかという多数の意見があつて、このような提出になったものであります。

タイトルにありますように、この意見書は、「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書」というふうに命題されておりますが、中身も全くそのようなことでございます。

第1に、義務教育の国庫負担が2分の1から3分の1になっていったことで、教職員の定数が増えるどころか減らされて、多くが非常勤化されるという実態があるぞということを述べながら、その中で、今、子どもたちに求められているのは30人以下学級の実現などでありますというふうに述べられております。

そして、現状では子どもの状況は、全国に比較して就学援助、いわゆる要保護・準要保護の就学援助をもらっている生徒は、全国の7人に1人に対して北海道は5人に1人という非常に厳しいものであるという現状を明らかにし、それらの上に立って、意見書案、「国にお

いては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。」ということで、次にある5つの点について要請するものであります。

第1は、国の責任において義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元するよう要請します。

2つ目には、30人以下学級などを実現していくこと、そのことによる教育の充実化ということを求めています。

3つ目に、給食費、修学旅行費、教材費など、これらの父母負担等について十分な教育予算の確保をしていただきたいということであります。

4つ目に、就学援助制度あるいは奨学金制度のさらなる拡大ということで、これらについての予算の十分な確保。

5つ目に、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、5つの項目を掲げて要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて提出するということでございます。

以上、簡単ですが趣旨説明を申し上げ、皆さんの御審議、御決定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第20、意見書案第10号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書についての趣旨説明でありますが、事前に皆様に印刷、配付をさせていただいておりますので、一部朗読をもって趣旨説明と代えさせていただきます。

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイルス感染にかかると継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度補正予算および2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

1. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の総額を大幅に増額すること。交付額の算定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、確実な財政措置を行うこと。

ほか11点について記載のとおり印刷、配付をしておりますので朗読を省略させていただきますが、このことについて要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。御審議、御決定よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第21、意見書案第11号 2021年度介護報酬改定における大幅増額、

コロナ支援を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

この意見書につきましても、事前に印刷、配付をさせていただいておりますので、趣旨説明の一部朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

3年に一度の介護報酬改定（2021年）に向けた議論が、厚生労働大臣の諮問機関とされる社会保障審議会・介護給付費分科会で行われています。

介護現場は、新型コロナウイルスや続発する大規模災害により、これまでにないほどの経営危機に直面しています。

こうした介護報酬の抑制路線に加えて、2019年10月からの消費税増税、そして新型コロナ

感染流行が追い打ちをかけ、事業所の経営悪化を招いています。

事業所が続けられなくなれば地域の高齢者の命は守れません。国においては、21年度介護報酬改定での基本報酬の大幅増額、コロナ危機に対応した減収補填、介護労働者の待遇改善への支援を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

御審議、御決定よろしく願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） これで討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第22、所管事務調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（野田省一君） 追加する報告はございません。

○議長（小坂利政君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（北村 修君） この書面のとおりでございますが、なお1点だけ、コロナ対策につきましては、当委員会が開催したのは11月中旬であります。やがて1か月を迎えるわけございまして、その間にこのコロナ感染状況は全道的に相当な広がりを見せております。その影響が本町にも相当大きく飲食店等にあると思われまます。

したがって、ここの意見として出した対策について積極的に取り上げてくださいますようお願い申し上げて、報告といたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第23、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和２年第４回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 ２時２７分